

# 山梨県公報

号外第十一号

令和八年

三月三十日

月 曜 日

## 目 次

- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例……………五
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県行政手続条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例……………八
- 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例……………八
- 山梨県手数料条例の一部を改正する条例……………一二
- 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例……………一五
- 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例……………一六
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………一七
- 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………二六
- 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例……………二六
- 山梨県立証明事務手数料条例等の一部を改正する条例……………二七
- 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………二七
- 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等の一部を改正する条例……………二九
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………三〇
- 山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………三二
- 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例……………三七
- 山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例……………三九
- 山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例……………四九
- 山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例……………四九
- 山梨県運輸適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………五〇
- 山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止する条例……………五一

## 条例のあらまし

- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第五号) (行政法務課)
  - 1 人口減少下における持続可能なまちづくりの実現に向けた取組を一層推進するため、次の改正を行うこととした。
    - (一) 「地域デザイン・新交通基盤推進局」を設置する。
    - (二) 新価値・地域創造推進局を「新価値創造推進局」に改める。
  - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(条例第六号) (行政法務課)
  - 1 公益信託ニ関スル法律の全部改正に伴い、山梨県公益認定等審議会の委員の要件に、公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者であることを加えることとした。
  - 2 この条例は、公益信託に関する法律の施行の日(令和八年四月一日)から施行することとした。
- 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例(条例第七号) (人事課)
  - 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の改正を行うこととした。
    - (一) 常勤監査委員の給料の月額を引き上げる。
    - (二) 行政委員会の委員等の日額の報酬額を引き上げるとともに、一箇月当たりの報酬額の上限を撤廃する。
    - (三) 附属機関の委員の日額の報酬額を引き上げるとともに、日額制に加え、時間報酬制を導入する。
  - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第八号) (市町村振興課)
  - 1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大等するため、次の改正を行うこととした。
    - (一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。
      - (1) 児童福祉法に基づく事務
      - (2) 浄化槽法に基づく事務
      - (3) 山梨県障害者幸住条例に基づく事務
    - (二) 調理師試験受験願書の受理に係る事務を指定試験機関へ委任することにより市町村に移譲している当該事務を廃止する。
  - 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県行政手続条例の一部を改正する条例（条例第九号）（行政法務課）

1 行政手続法の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方式について、改正後の行政手続法と同様の措置を講ずる。
- (二) 続行期日の指定及び弁明の機会の付与の通知の方式についても、聴聞の通知の方式と同様の措置を講ずる。

2 この条例は、令和八年五月二十一日から施行することとした。

○ 山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十号）（人事課）

1 水素戦略を積極的に推進するため、次の改正を行うこととした。

- (一) 水素戦略について知事を補佐する水素戦略統轄官一人を特別職の職として指定する。
- (二) (一)の特別職の秘書には、公営企業管理者の例により、給料、通勤手当、期末手当、退職手当及び旅費を支給する。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第十一号）（人事課）

1 山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する令和七年十月十七日付の給与に関する勧告等に鑑み、次の改正を行うこととした。

- (一) 諸手当の改定
  - (1) 第二種初任給調整手当 月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置する。
  - (2) 通勤手当
    - ア 駐車場等に係る通勤手当の支給額を一箇月当たりの駐車料金相当額とし、上限額を五千円とする。
    - イ 通勤手当の限度額の算定対象に駐車場等に係る通勤手当の額を加える。
- (二) 医療職給料表(二)の基準となる職務に、管理栄養士の職務、主任管理栄養士の職務及び管理栄養士長の職務を追加する。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県手数料条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（財政課）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 県の事務に係る手数料の額について、物価上昇分の引上げを行う。
  - (二) 調理師試験手数料について、手数料の額を改定するとともに、当該手数料を国の指定試験機関に納付させることとする。
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)について

は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（衛生薬務課）

- 1 水質基準に関する省令の一部改正等に鑑み、次の改正を行うこととした。
  - (一) 飲料水試験のうち、浄水試験の全項目に係る試験検査料を改定する。
  - (二) 文書料及び試験検査料の額について、物価上昇分の引上げを行う。
- 2 1(一)については令和八年四月一日から、1(二)については令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第十四号）（健康長寿推進課）

1 県が設置する附属機関の委員に係る報酬の額の改定に鑑み、介護保険審査会が必要と認めた調査を行った医師等に対する報酬の額を改定することとした。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（国保援護課）

1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、国民健康保険事業費納付金に新たに加わる子ども・子育て支援納付金を算定するための所得係数、均等割指数等の基準を設けることとした。

2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例（条例第十六号）（スタートアップ・経営支援課）

- 1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定める等所要の改正を行うこととした。
- 2 最近の社会経済情勢等に鑑み、使用料及び手数料の額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
- 3 1については令和八年四月一日から、2については令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第十七号）（男女共同参画・多様性推進課）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
  - (一) 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例
  - (二) 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例
  - (三) 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（条例第十八号）（リニア・次世代交通推進課）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、県立リニア見学センター体験学習施設の利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
  - 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例（条例第十九号）（人事課）
- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める使用料及び手数料の額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県証明事務手数料条例
- (二) 山梨県行政財産使用料条例
- (三) 山梨県行政不服審査法施行条例
- (四) 山梨県個人情報保護に関する法律施行条例

2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第二十号）（福祉保健総務課）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める手数料の額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例
- (二) 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例
- (三) 山梨県化製場等に関する法律施行条例
- (四) 山梨県興行場法施行条例
- (五) 山梨県食品衛生法施行条例
- (六) 山梨県クリーニング業法施行条例
- (七) 山梨県理容師法施行条例
- (八) 山梨県美容師法施行条例
- (九) 山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例
- (十) 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例

2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等の一部を改正する条例（条例第二十一号）（森林環境政策課）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める手数料の額及び利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
- (一) 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例

(二) 山梨県武田の杜保健休養林設置及び管理条例

(三) 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第二十二号）（産業政策課）
- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県職業能力開発校設置及び管理条例
- (二) 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例
- (三) 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例
- (四) 山梨県産業技術短期大学校設置及び管理条例
- (五) 山梨県計量法関係手数料等に関する条例
- (六) 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例

2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第二十三号）（観光政策グループ）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める使用料の額及び利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県立美術館設置及び管理条例
- (二) 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例
- (三) 山梨県立考古博物館設置及び管理条例
- (四) 山梨県立射撃場設置及び管理条例
- (五) 山梨県立文学館設置及び管理条例
- (六) 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例
- (七) 山梨県立博物館設置及び管理条例
- (八) 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例
- (九) 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例
- (十) 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例
- (十一) 山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例

2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例（条例第二十四号）（農政総務課）

- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める手数料の額及び利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。

- (一) 山梨県家畜保健衛生所手数料条例
  - (二) 山梨県種畜検査保護条例
  - (三) 山梨県総合農業技術センター手数料条例
  - (四) 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例
  - (五) 山梨県家畜改良増殖法施行条例
  - (六) 山梨県家畜伝染病予防法施行条例
  - (七) 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例
  - (八) 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例
  - (九) 山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- **山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例**（条例第二十五号）（県土整備総務課）
- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める使用料及び手数料の額並びに利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
- (一) 山梨県建築基準法施行条例
  - (二) 山梨県都市公園条例
  - (三) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例
  - (四) 山梨県屋外広告物条例
  - (五) 山梨県流水占用料等に関する条例
  - (六) 山梨県砂防設備産出物採取料条例
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- **山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十六号）（企業局総務課）
- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、丘の公園の施設の利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- **山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例**（条例第二十七号）（教育庁社会教育課）
- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める利用料金限度額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
- (一) 山梨県立青少年センター設置及び管理条例
  - (二) 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例
  - (三) 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例
  - (四) 山梨県立科学館設置及び管理条例

- (五) 山梨県立図書館設置及び管理条例
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- **山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十八号）（警察本部運転免許課）
- 1 最近の社会経済情勢等に鑑み、次の条例で定める手数料の額について、物価上昇分の引上げを行うこととした。
- (一) 山梨県運転適性検査手数料条例
  - (二) 山梨県警察関係手数料条例
- 2 この条例は、令和九年四月一日から施行することとした。
- **山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止する条例**（条例第二十九号）（森林環境政策課）
- 1 森林総合研究所における林業用種子の発芽検定等に係る業務の廃止に伴い、山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。

## 条 例

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第五号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第四号中「新価値・地域創造推進局」を「新価値創造推進局」に改め、同項中第十二号を第十三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 地域デザイン・新交通基盤推進局

- (一) 持続可能なまちづくりに関する事項
- (二) 新たな交通基盤に関する事項

### 附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第六号

山梨県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

山梨県公益認定等審議会条例（平成十九年山梨県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附則

この条例は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第七号

山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例等の一部を改正する条例

（山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例の一部改正）

第一条 山梨県常勤監査委員の給料及び旅費条例（昭和三十四年山梨県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六十一万円」を「六十三万円」に改める。

（山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第二条 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和三十八年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表労働委員会の項中「一一、三〇〇円」を「一四、〇〇〇円」に改め、同表収用

委員会の項中「一二、七〇〇円」を「三五、〇〇〇円」に、

同 一一、三〇〇円
同 一一、三〇〇円
同 一一、三〇〇円

を「につき一一、三〇〇円」を「につき一四、

同 三一、五〇〇円
同 一四、〇〇〇円
同 一四、〇〇〇円

〇〇〇円」に改め、同表内水面漁場管理委員会の項中「一二、七〇〇円」を「一七、八〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改める。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第三条 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（報酬）

第二条 別表に掲げる委員等で会議に出席したものに支給する報酬の額は、日額一万二千円とする。

2 前項の報酬の額は、同項に規定する日額によることが適当でないと認められるときは、会議に出席した時間に応じた額とすることができる。ただし、当該額の算定における一時間当たりの額は、同項に規定する日額を超えることができない。

3 前二項の規定によるもののほか、委員等が会議における調査審議と密接な関連を有する職務（当該会議への出席を除き、あらかじめ知事の承認を受けたものに限る。以下この条において同じ。）を行つたときは、その職務について報酬を支給することができる。

4 前項の規定により支給する報酬の額は、職務を行つた時間に応じた額とする。ただし、当該額の算定における一時間当たりの額は、第一項に規定する日額を超えることができない。

5 前各項の規定による報酬は、会議への出席の日数又は職務を行つた時間に応じて、その都度支給する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

- 一 山梨県保育士試験委員会の委員
- 二 山梨県小児慢性特定疾病審査会の委員
- 三 山梨県メディカルコントロール協議会の委員及び専門委員

- 四 山梨県准看護師試験委員
- 五 山梨県医療審議会の委員及び専門委員
- 六 山梨県建設工事紛争審査会の委員及び特別委員
- 七 山梨県私立学校審議会の委員
- 八 山梨県精神医療審査会の委員
- 九 山梨県建築審査会の委員
- 十 山梨県建築士審査会の委員及び試験委員
- 十一 山梨県二級建築士選考委員
- 十二 山梨県固定資産評価審議会の委員
- 十三 山梨県社会福祉審議会の委員
- 十四 山梨県土地収用事業認定審議会の委員
- 十五 山梨県森林審議会の委員
- 十六 山梨県麻薬中毒審査会の委員
- 十七 山梨県生活衛生適正化審議会の委員
- 十八 山梨県国民健康保険運営協議会の委員
- 十九 山梨県国民健康保険審査会の委員
- 二十 山梨県防災会議の委員、専門委員及び幹事
- 二十一 山梨県教科用図書選定審議会の委員
- 二十二 山梨県都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員
- 二十三 山梨県開発審査会の委員
- 二十四 山梨県障害者施策推進協議会の委員
- 二十五 山梨県公害審査委員候補者のうちから指名された委員
- 二十六 山梨県交通安全対策会議の委員、特別委員及び幹事
- 二十七 山梨県環境保全審議会の委員及び専門委員
- 二十八 山梨県国土利用計画審議会の委員及び臨時委員
- 二十九 山梨県土地利用審査会の委員
- 三十 山梨県後期高齢者医療審査会の委員
- 三十一 山梨県介護保険審査会の委員
- 三十二 感染症診査協議会の委員
- 三十三 地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会の委員及び臨時委員
- 三十四 山梨県公立大学法人評価委員会の委員及び臨時委員
- 三十五 山梨県国民保護協議会の委員、専門委員及び幹事
- 三十六 山梨県公益認定等審議会の委員及び専門委員
- 三十七 山梨県がん情報審議会の委員

- 三十八 山梨県指定難病審査会の委員
- 三十九 山梨県教育職員免許状再授与審査会の委員
- 四十 山梨県社会教育委員
- 四十一 山梨県文化財保護審議会の委員及び臨時委員
- 四十二 山梨県中小企業調停審議会の委員
- 四十三 山梨県自治紛争処理委員
- 四十四 山梨県公務災害補償認定委員会の委員
- 四十五 山梨県公務災害補償審査会の委員
- 四十六 山梨県ゴルフ場等造成審査会の委員
- 四十七 山梨県青少年問題協議会の委員
- 四十八 山梨県特別職報酬等審議会の委員
- 四十九 山梨県医療扶助審議会の委員
- 五十 山梨県子ども・子育て会議の委員
- 五十一 山梨県障害者介護給付費等不服審査会の委員
- 五十二 山梨県薬事審議会の委員
- 五十三 山梨県精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員
- 五十四 山梨県大規模小売店舗立地審議会の委員
- 五十五 山梨県職業能力開発審議会の委員
- 五十六 山梨県立美術館協議会の委員
- 五十七 山梨県考古博物館協議会の委員
- 五十八 山梨県文学館協議会の委員
- 五十九 山梨県スポーツ推進審議会の委員
- 六十 山梨県イメージアップ大賞選考委員会の委員
- 六十一 山梨県地価調査委員会の委員
- 六十二 山梨県科学技術・イノベーション会議の委員
- 六十三 山梨県交通政策会議の委員
- 六十四 山梨県出資法人経営検討委員会の委員
- 六十五 山梨県社会福祉法人・施設整備等審査会の委員
- 六十六 山梨県公衆浴場入浴料金協議会の委員
- 六十七 山梨県難病医療連絡協議会の委員
- 六十八 山梨県生活習慣病診管理指導協議会の委員
- 六十九 山梨県肝炎医療費助成認定審査協議会の委員
- 七十 山梨県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業認定審査協議会の委員
- 七十一 山梨県ジュエリーマスター認定委員会の委員

- 七十二 山梨県農村環境保全向上対策検討委員会の委員
- 七十三 やまなし農業生産工程管理認証審査会の委員
- 七十四 山梨県公共事業評価委員会の委員
- 七十五 山梨県入札監視委員会の委員
- 七十六 山梨県総合評価委員会の委員
- 七十七 山梨県政府調達苦情検討委員会の委員
- 七十八 山梨県立美術館専門委員会の委員
- 七十九 山梨県立文学館専門委員会の委員
- 八十 みんなでつくる博物館協議会の委員
- 八十一 山梨県立博物館運営委員会の委員
- 八十二 山梨県立博物館資料・情報委員会の委員
- 八十三 やまなし地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会の委員
- 八十四 山梨県生涯学習審議会の委員
- 八十五 山梨県図書館協議会の委員
- 八十六 山梨県高等学校審議会の委員
- 八十七 山梨県へき地等教育振興審議会の委員
- 八十八 山梨県特別支援教育振興審議会の委員
- 八十九 山梨県地方産業教育審議会の委員
- 九十 大村智自然科学賞選考委員会の委員
- 九十一 山梨県指定管理候補者選定委員会の委員
- 九十二 山梨県公募型プロポーザル方式事業者選定等委員会の委員
- 九十三 山梨県外部評価委員会の委員
- 九十四 山梨県被表彰者等選定委員会の委員
- 九十五 山梨県官民協働事業提案等審査会の委員
- 九十六 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二  
条第三項の規定により設置される附属機関の委員
- 九十七 山梨県景観審議会の委員
- 九十八 山梨県環境影響評価等技術審議会の委員
- 九十九 山梨県情報公開審査会の委員及び専門委員
- 百 山梨県男女共同参画審議会の委員
- 百一 山梨県消費生活紛争処理委員会の委員
- 百二 山梨県消費生活審議会の委員
- 百三 山梨県食の安全・安心審議会の委員
- 百四 山梨県立学校いじめ問題対策委員会の委員

百五 山梨県いじめ問題調査会の委員

百六 山梨県行政不服審査会の委員及び専門委員

百七 山梨県子ども支援委員会の委員及び特別委員

百八 山梨県個人情報保護審議会の委員

（山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の一部改正）

**第四条** 山梨県委員会委員等の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例（平成二十二年山梨県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

**附則**

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第八号**

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「西桂町」を「西桂町 忍野村」に改め、同表十三の四の項中「並びに法、政令及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の施行のための規則（以下この項において「施行規則」という。）」を削り、同項を削り、同表二十一の六の項中「甲斐市」を「甲斐市 笛吹市」に改め、同表三十一の項中「甲州市」を「笛吹市 甲州市」に改める。

**附則**

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（処分、申請等に関する経過措置）

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の表一の項、十三の四の項、二十一の六の項及び三十一の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事とした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、十三の四の項、二十一の六の項及び三十一の項の下欄に掲げる市村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係

るものは、同日以後における当該法令、条例又は規則の適用については、当該市村の長のした処分その他の行為又は当該市村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第九号

山梨県行政手続条例の一部を改正する条例

山梨県行政手続条例（平成七年山梨県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第三項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。  
第二十二條第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。  
（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県行政手続条例第十五条第三項及び第四項（これらの規定を同条例第二十二条第三項及び第二十九条並びに山梨県職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第三号）第十四条第四項、第十五条第五項、第十六条第三項及び第十七条第八項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第十号

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県特別職の秘書の職の指定等に関する条例（令和元年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

三 水素戦略について知事を補佐する水素戦略統轄官一人の職

第三条第二項中「。」の下に「及び同条第三号に掲げる秘書の職にある者（以下「第三号秘書」という。）」を加える。

第四条中「第二号秘書」の下に「及び第三号秘書」を加える。

第五条第一項中「及び第二号秘書」を「、第二号秘書及び第三号秘書」に改め、同条第四項中「第二号秘書」の下に「及び第三号秘書」を加える。

第六条第二項、第七条第二項及び第八条中「第二号秘書」の下に「及び第三号秘書」を加える。

### 附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

## 山梨県条例第十一号

山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例

(山梨県職員給与条例の一部改正)

**第一条** 山梨県職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条の五」を「第十四条の六」に改める。

第二条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第十四条の五の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

**第十四条の六** 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用

される給料表の給料月額のうち第七条の第二項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第八条並びに第八条の五第二項及び第三項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十四条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を当該採用の日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の現日数から当該年度の県職員勤務時間条例第三条第一項若しくは学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日又は県職員勤務時間条例第九条若しくは学校職員勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに七・七五を乗じたもの(県職員勤務時間条例第二条第五項若しくは学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員又は育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定めるもの)で除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給

調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十五条第六項中「並びに特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に、「(」の」を「)」並びに第三項第一号に定める額の」に改め、同条第七項中「月」の下に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同条第九項中「自動車等」の下に「及び駐車場等)」を加える。

別表第五ハの表1級の項及び2級の項中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加え、同表3級の項1中「主任栄養士」の下に「主任管理栄養士」を加え、同項2中「栄養士」の下に「管理栄養士」を加え、同表4級の項中「主任栄養士」の下に「主任管理栄養士」を加え、同表5級の項中「栄養士長」の下に「管理栄養士長」を、「主任栄養士」の下に「主任管理栄養士」を加え、同表6級の項中「栄養士長」の下に「管理栄養士長」を加える。

**第二条** 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条第一項及び第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に、「県人事委員

会規則」を「人事委員会規則」に改め、同条の次に次の一条を加える。

**第十一条の四**

新たに採用された教育職員であつて、採用の日において、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条の三第二項の規定により当該教育職員

員の属する職務の級並びに第六条並びに第八条第二項及び第三項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める教育職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十三条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を当該採用の日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）の現日数から当該年度の県職員勤務時間条例第三条第一項若しくは学校職員勤務時間条例第四条第一項に規定する週休日又は県職員勤務時間条例第九条若しくは学校職員勤務時間条例第十条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに七・七五を乗じたもの（県職員勤務時間条例第二条第五項若しくは学校職員勤務時間条例第三条第五項に規定する職員又は育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定めるもの）で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける教育職員以外の教育職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される教育職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十四条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる教育職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項

の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十四条第六項中「並びに特別料金等相当額」を「特別料金等相当額」に、「」の「」を「」並びに第三項第一号に定める額の」に改め、同条第七項中「月」の下に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同条第九項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加える。

（山梨県警察職員給与条例の一部改正）

**第三条** 山梨県警察職員給与条例（昭和二十九年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び住居手当」を「住居手当及び第二種初任給調整手当」に、「第十五条の三」を「第十五条の四」に改める。

第二条第一項中「住居手当」の下に「第二種初任給調整手当」を加える。

第三章の章名中「及び住居手当」を「住居手当及び第二種初任給調整手当」に改め、同章中第十五条の三の次に次の一条を加える。

（第二種初任給調整手当）

**第十五条の四** 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用

される給料表の給料月額のうち第七条の二第二項の規定により当該職員に適用される職務の級並びに第八条並びに第八条の四第二項及び第三項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額）並びにこれに第十五条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に十二を乗じ、その額を当該採用の日の属する年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）の現日数から当該年度の勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日又は勤務時間条例第九条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日である日の数を差し引いたものに七・七五を乗じたもの（勤務時間条例第二条第五項に規定する職員又は育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定めるもの）で除して得た額（その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する

地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。  
第十六条第三項を次のように改める。

3 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号及び第九項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第十六条第六項中「並びに特別料金等相当額」を、「特別料金等相当額」に、「」の「」を「」並びに第三項第一号に定める額の「」に改め、同条第七項中「月」の下に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として人事委員会規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同条第九項中「自動車等」の下に「及び駐車場等」を加える。

## 附則

（施行期日）

**第一条** この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

**第二条** この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の山梨県職員給与条例第十四条の六第一項の規定の適用については、同項中「第十四条の二」とあるのは、「第十四条の二第一項及び山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第十八号）附則第五条第一項」とする。

2 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における第二条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例第十一条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十三条の二」とあるのは、「第十三条の二第一項及び山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第十八号）附則第五条第一項」とする。

3 この条例の施行の日から令和十年三月三十一日までの間における第三条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例第十五条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条の二」とあるのは、「第十五条の二第一項及び山梨県職員給与条例等の一部を改正する条例（令和七年山梨県条例第十八号）附則第五条第一項」とする。  
（山梨県非常勤職員の報酬等に関する条例及び山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例の一部改正）

**第三条** 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

一 山梨県非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和三十二年山梨県条例第二十三号）  
第三条第一項

二 山梨県職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成十七年山梨県条例第二号）  
第三条

（山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

**第四条** 山梨県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第十三条の二」を「第十一条の四、第十三条の二」に改める。

（山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

**第五条** 山梨県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條第一項中「第三条の規定による改正後の山梨県職員給与条例（以下「新職員給与条例」という。）附則第八項から第十七項」を「山梨県職員給与条例附則第七項から第十五項」に改め、同条第四項中「新職員給与条例」を「同条例」に改め、同条第五項中「新職員給与条例」を「山梨県職員給与条例」に改め、同条第六項中「新職員給与条例」を「山梨県職員給与条例第十四条の六第一項及び」に改め、同条第七項中「新職員給与条例」を「山梨県職員給与条例」に改める。

附則第二十三條第一項中「第四条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例（以下「新学校職員給与条例」という。）附則第八項から第十七項」を「山梨県学校職員給与条例附則第七項から第十五項」に改め、同条第四項中「新学校職員給与条例」を「同条例」に改め、同条第五項中「新学校職員給与条例」を「山梨県学校職員

給与条例」に改め、同条第六項中「新学校職員給与条例」を「山梨県学校職員給与条例」に改め、同条第七項中「新学校職員給与条例」を「山梨県学校職員給与条例」に改める。

附則第二十九条第一項中「第十一条の規定による改正後の山梨県警察職員給与条例（以下「新警察職員給与条例」という。）附則第十項から第二十一項」を「山梨県警察職員給与条例附則第九項から第十九項」に改め、同条第五項中「新警察職員給与条例」を「山梨県警察職員給与条例」に改め、同条第六項中「新警察職員給与条例」を「山梨県警察職員給与条例第十五条の四第一項及び」に改め、同条第七項中「新警察職員給与条例」を「山梨県警察職員給与条例」に改める。

山梨県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第十二号

山梨県手数料条例の一部を改正する条例

山梨県手数料条例（平成十二年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中「五千六百元」を「六千五百円」に改め、同表二の項中「三千二百円」を「三千五百円」に改め、同表三の項中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表四の項中「二万八千八百円」を「二万二千五百円」に改め、同表五の項及び六の項中「三千七百元」を「三千八百円」に改め、同表七の項中「十三万円」を「十五万円」に改め、同表七の二の項中「七千四百円」を「八千三百円」に改め、同表七の三の項中「二万四千元」を「二万七千元」に改め、同表八の項中「十二万円」を「十四万円」に改め、同表八の二の項中「十一万円」を「十二万円」に改め、同表八の三の項中「七千四百円」を「八千三百円」に改め、同表八の四の項中「二万四千元」を「二万七千元」に改め、同表八の五の項中「三万五千元」を「三万九千元」に改め、同表八の六の項及び八の七の項中「七千四百円」を「八千三百円」に改め、同表八の八の項中「二万四千元」を「二万七千元」に改め、同表九の項中「三万五千元」を「三万八千元」に改め、同表九の二の項中「七千四百円」を「八千三百円」に改め、同表九の三の項中「五万円」を「五万五千元」に改め、同表十の項中「二万二千元」を「二万四千元」に改め、同表十一の項中「七千四百円」を「八千三百円」に改め、同表十二の項中「二万二千元」を「二万四千元」に改め、同表十二の二の項中「七十円」を「百円」に改め、同項ハ中「百十円」を「百三十円」に改め、同表十三の項中「四千元」を「四千四百円」に改め、同表十四の項中「三千百円」を「三千四百円」に改め、同表十五の項中「二千四百円」を「二千六百元」に改め、同表十六の項中「二千八百円」を「三千百円」に改め、

同表十七の項中「二千五百円」を「二千七百元」に改め、同表十八の項中「五千六百元」を「六千五百円」に改め、同表十八の二の項イ中「四万三千元」を「四万八千元」に改め、同項ロ中「八万六千元」を「九万七千元」に改め、同表十八の三の項中「五千六百元」を「六千三百円」に改め、同表十八の四の項中「三千四百円」を「三千八百円」に改め、同表十八の五の項中「四千百円」を「四千六百元」に改め、同表十九の項中「三千四百円」を「三千七百元」に改め、同表二十の項中「四千百円」を「四千五百円」に改め、同表二十一の項中「四千三百円」を「四千七百元」に改め、同表二十二の項及び二十三の項中「三千四百円」を「三千七百元」に改め、同表二十四の項及び二十五の項中「四千百円」を「四千五百円」に改め、同表二十六の項中「四万千元」を「四万五千元」に改め、同表二十七の項中「一万八千元」を「二万円」に改め、同表二十八の項中「一万千元」を「一万二千元」に改め、同表二十九の項中「四万三千元」を「四万七千元」に改め、同表三十の項中「二万二千元」を「二万四千元」に改め、同表三十一の項中「一万六千元」を「二万八千元」に改め、同表三十四の項及び三十五の項中「三千三百円」を「三千六百元」に改め、同表三十六の項及び三十七の項中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表三十八の項中「八百七十円」を「九百六十円」に改め、同表三十九の項中「千百円」を「千二百円」に改め、同表四十の項中「三千四百円」を「三千七百元」に改め、同表四十一の項イ中「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同項ロ中「千九百円」を「二千百円」に改め、同項ハ中「千六百元」を「千八百円」に改め、同表四十二の項中「三千五百二十円」を「三千八百四十円」に改め、同表四十三の項中「千円」を「千百円」に改め、同表四十四の項中「千百円」を「千二百円」に改め、同表四十五の項中「五千百円」を「五千六百元」に改め、同表四十六の項及び四十七の項中「四千元」を「四千四百円」に改め、同表四十七の二の項中「五千百円」を「五千六百元」に改め、同表四十七の三の項及び四十七の四の項中「四千元」を「四千四百円」に改め、同表四十八の項及び四十九の項中「三千七百元」を「四千百円」に改め、同表五十の項中「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同表五十一の項及び五十二の項中「千二百円」を「千三百円」に改め、同表五十三の項中「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同表五十四の項及び五十五の項中「五百二十円」を「五百七十円」に改め、同表五十六の項中「二百八十円」を「三百十円」に改め、同表五十七の項イ中「三万五千元」を「三万九千元」に改め、同項ロ中「一万八千元」を「二万円」に改め、同表五十八の項イ中「七千百円」を「七千八百円」に改め、同項ロ中「三千六百元」を「四千円」に改め、同表六十の項イ中「四千六百元」を「五千百円」に改め、同項ロ中「六千九百円」を「七千六百元」に改め、同表六十一の項中「二千四百円」を「二千六百元」に改め、同表六十二の項中「三千六百元」を「四千円」に改め、同表六十三の項イ中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同項ロ中「三千四百円」

を「三千八百円」に改め、同表六十四の項中「四百四十円」を「四百九十円」に改め、同表六十七の項中「一万八千円」を「二万円」に改め、同表六十八の項中「六千七百円」を「七千四百円」に改め、同表六十九の項中「五万二千円」を「五万八千円」に改め、同表七十の項中「三万三千元」を「三万七千元」に改め、同表七十一の項中「毒物及び劇物取締法」の下に「(昭和二十五年法律第三百三十三号)」を加え、「二万七千二百円」を「三万円」に改め、同表七十二の項中「一万四千七百円」を「一万六千二百円」に改め、同表七十三の項中「一万二百円」を「一万三千三百円」に改め、同表七十四の項中「六千四百円」を「七千円」に改め、同表七十五の項中「一万五百円」を「一万六千六百円」に改め、同表七十六の項中「五千二百円」を「五千七百円」に改め、同表七十七の項中「毒物及び劇物取締法施行令」の下に「(昭和三十年政令第二百六十一号)」を加え、「二千四百円」を「二千六百円」に改め、同表七十八の項中「四千円」を「四千四百円」に改め、同表七十九の項中「四千二百円」を「四千六百円」に改め、同表八十の項中「三千七百円」を「四千円」に改め、同表八十一の項及び八十二の項中「三千九百円」を「四千三百円」に改め、同表八十三の項中「二千七百円」を「三千円」に改め、同表八十四の項中「一万五千五百円」を「一万二千七百円」に改め、同表八十五の項中「三千九百円」を「四千三百円」に改め、同表九十一の項中「一万七千円」を「一万九千円」に改め、同表九十二の項中「一万五千元」を「一万六千円」に改め、同表九十三の項中「一万七千円」を「一万九千円」に改め、同表九十四の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表九十五の項中「一万四千六百円」を「一万六千六百円」に改め、同表九十六の項中「一万四千六百円」を「一万六千六百円」に改め、同表九十七の項中「三千九百円」を「四千三百円」に改め、同表九十八の項中「二千七百円」を「三千円」に改め、同表九十九の項中「二万二千円」を「二万四千円」に改め、同表百五の項中「一万円」を「一万千円」に改め、同表百六の項中「七百五十円」を「八百二十円」に改め、同表百七の項中「三百二十円」を「三百五十円」に改め、同表百八の項中「百八十円」を「二百円」に改め、同表百六の二の項イ(1)中「三万七千円」を「四万円」に改め、同項イ(2)中「一万九千円」を「二万円」に改め、同項イ(3)中「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同項ロ(1)中「二万六千円」を「二万八千円」に改め、同項ロ(2)中「一万四千円」を「一万五千円」に改め、同表百七の項中「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同表百八の項イ中「一万七千円」を「一万九千円」に改め、同項ロ中「四万三千円」を「四万八千円」に改め、同表百九の項中「三千八百円」を「四千二百円」に改め、同表百十の項中「六千四百円」を「七千円」に改め、同表百十一の項イ中「八万六千円」を「九万五千円」に改め、同項ロ中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項ハ中「十

九万円」を「二十一万円」に改め、同項ニ中「二十六万円」を「二十九万円」に改め、同項ホ中「三十九万円」を「四十三万円」に改め、同項ヘ中「五十一万円」を「五十六万円」に改め、同項ト中「六十六万円」を「七十三万円」に改め、同項チ中「八十七万円」を「九十六万円」に改め、同表百十三の項中「四万七千円」を「五万千円」に改め、同表百十四の項中「四万三千元」を「四万七千円」に改め、同表百十五の項を次のように改める。

百十五 削除

別表第二の百十六の項中「又は第三十九条の七第九項」を削り、「三万二千円」を「三万五千円」に改め、同表百十七の項中「第二十五条の四第十六項又は第三十九条の七第十一項」を「第二十五条の四第十七項」に、「二万四千円」を「二万六千円」に改め、同表百十八の項中「八万円」を「八万八千円」に改め、同表百十九の項及び百二十の項中「八千二百円」を「九千円」に改め、同表百二十一の項中「六万千円」を「六万七千円」に改め、同表百二十二の項中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表百二十三の項中「三千二百円」を「三千五百円」に改め、同表百二十四の項中「三千六百円」を「四千円」に改め、同表百二十五の項中「六千円」を「六千四百円」に改め、同表百二十六の項中「四十円」を「五十円」に改め、同表百二十七の項及び百二十八の項中「七千九百円」を「八千七百円」に改め、同表百二十九の項中「五千六百円」を「六千円」に改め、同表百三十の項中「九千四百円」を「一万三百円」に改め、同表百三十一の項中「二千八百円」を「三千円」に改め、同表百三十二の項中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同表百三十三の項中「一万三千元」を「一万四千四百円」に改め、同表百三十四の項中「八千四百円」を「九千三百円」に改め、同表百三十八の項イ(1)中「八千六百円」を「九千五百円」に改め、同項イ(2)中「二万二千円」を「二万四千円」に改め、同項イ(3)中「四万三千元」を「四万七千円」に改め、同項イ(4)中「八万六千円」を「九万五千円」に改め、同項イ(5)中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項イ(6)中「十七万円」を「十九万円」に改め、同項イ(7)中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項イ(8)中「三十万円」を「三十三万円」に改め、同項ロ(1)中「一万三千元」を「一万四千円」に改め、同項ロ(2)中「三万円」を「三万三千円」に改め、同項ロ(3)中「六万五千円」を「七万二千円」に改め、同項ロ(4)中「十二万円」を「十三万円」に改め、同項ロ(5)中「二十万円」を「二十二万円」に改め、同項ロ(6)中「二十七万円」を「三十万円」に改め、同項ロ(7)中「三十四万円」を「三十八万円」に改め、同項ロ(8)中「四十八万円」を「五十三万円」に改め、同項ハ(1)中「八万六千円」を「九万五千円」に改め、同項ハ(2)中「十三万円」を「十四万円」に改め、同項ハ(3)中

「十九万円」を「二十一万円」に改め、同項ハ(4)中「二十六万円」を「二十九万円」に改め、同項ハ(5)中「三十九万円」を「四十三万円」に改め、同項ハ(6)中「五十一万円」を「五十六万円」に改め、同項ハ(7)中「六十六万円」を「七十三万円」に改め、同項ハ(8)中「八十七万円」を「九十六万円」に改め、同表百三十九の項中「八十七万円」を「九十六万円」に改め、同項ハ中「一万円」を「一万千円」に改め、同表百四十の項中「四万六千円」を「五万千円」に改め、同表百四十一の項中「二万六千円」を「二万九千円」に改め、同表百四十二の項イ中「六千九百円」を「七千六百元」に改め、同項ロ中「一万八千円」を「二万円」に改め、同項ハ中「三万九千円」を「四万三千円」に改め、同項ニ中「六万九千円」を「七万六千円」に改め、同項ホ中「九万七千円」を「十一万円」に改め、同表百四十四の項イ中「千七百円」を「千九百円」に改め、同項ロ中「二千七百円」を「三千円」に改め、同項ハ中「二万七千円」を「一万九千円」に改め、同表百四十五の項中「四百七十円」を「五百二十円」に改め、同表百四十六の項及び百四十七の項中「三万五千円」を「三万八千円」に改め、同表百四十七の二の項中「三万五千円」を「三万九千円」に改め、同表百四十八の項及び百四十九の項中「三万五千円」を「三万八千円」に改め、同表百四十九の二の項中「三万五千円」を「三万九千円」に改め、同表百五十の項中「三万五千円」を「三万八千円」に改め、同表百五十二の項中「六千四百円」を「七千円」に改め、同表百五十三の項中「一万四千円」を「一万五千四百円」に改め、同表百五十四の項中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同表百五十五の項中「三千円」を「三千三百円」に改め、同表百五十六の項中「三万六千円」を「三万九千五百円」に改め、同項イ中「五千九百円」を「六千五百円」に改め、同項ロ中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同項ハ中「三千六百円」を「四千円」に改め、同項ニ中「五千七百円」を「六千三百円」に改め、同表百六十一の二の項中「二万六千円」を「二万九千円」に改め、同表百六十一の三の項及び百六十二の項中「一万九千円」を「二万千円」に改め、同表百六十三の項中「一万円」を「一万千円」に改め、同表百六十三の二の項中「十五万円」を「十六万七千円」に改め、同表百六十三の三の項中「九万円」を「十万円」に改め、同表百六十四の項中「五円」を「六円」に改め、同表百六十五の項中「五千五百円」を「六千円」に改め、同表百六十六の項中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同表百七十の項中「六万三千円」を「六万九千円」に改め、同表百七十一の二の項中「六万三千円」を「六万九千円」に改め、同表百七十一の三の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表百七十三の二の項中「第五条の三第一項」を「第五条の十第三第一項」に改め、同項イ中「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改め、同項イ(一)中「三千六百元」を「三千九百円」に改め、同項イ(二)中「三千六百元」を「三千九

百円」に、「千六百元」を「千七百円」に改め、同項ロ(一)中「二万五千五百円」を「二万七千八百円」に改め、同項ロ(二)中「二万五千五百円」を「二万七千八百円」に、「一万四千七百円」を「一万六千円」に改め、同表百七十三の三の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同表百七十三の四の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改め、同表百七十四の項、百七十五の項及び百七十六の項から百七十九の項までの規定中「三千円」を「三千三百円」に改め、同表百七十九の項の次に次のように加える。

百七十九の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十八条第三項の規定に基づく高次脳機能障害者（高次脳機能障害者支援法（令和七年法律第九十六号）第二条第二項に規定する高次脳機能障害者をいう。）を支援する者を養成するための研修の実施	高次脳機能障害者 支援者養成研修 手数料	五千円
--	----------------------------	-----

一の項中「四万五千円」を「四万九千円」に改め、同表百五十二の項中「六千四百円」を「七千円」に改め、同表百五十三の項中「一万四千円」を「一万五千四百円」に改め、同表百五十四の項中「三千五百円」を「三千八百円」に改め、同表百五十五の項中「三千円」を「三千三百円」に改め、同表百五十六の項中「三万六千円」を「三万九千五百円」に改め、同項イ中「五千九百円」を「六千五百円」に改め、同項ロ中「五千五百円」を「五千六百円」に改め、同項ハ中「三千六百円」を「四千円」に改め、同項ニ中「五千七百円」を「六千三百円」に改め、同表百六十一の二の項中「二万六千円」を「二万九千円」に改め、同表百六十一の三の項及び百六十二の項中「一万九千円」を「二万千円」に改め、同表百六十三の項中「一万円」を「一万千円」に改め、同表百六十三の二の項中「十五万円」を「十六万七千円」に改め、同表百六十三の三の項中「九万円」を「十万円」に改め、同表百六十四の項中「五円」を「六円」に改め、同表百六十五の項中「五千五百円」を「六千円」に改め、同表百六十六の項中「二千三百円」を「二千五百円」に改め、同表百七十の項中「六万三千円」を「六万九千円」に改め、同表百七十一の二の項中「六万三千円」を「六万九千円」に改め、同表百七十一の三の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表百七十三の二の項中「第五条の三第一項」を「第五条の十第三第一項」に改め、同項イ中「第五条の四各号」を「第五条の十四各号」に改め、同項イ(一)中「三千六百元」を「三千九百円」に改め、同項イ(二)中「三千六百元」を「三千九

別表第二の百八十の項イ(一)中「一万六千円」を「一万七千円」に改め、同項イ(二)中「二万五千円」を「二万七千円」に改め、同項イ(三)中「三万九千円」を「四万三千円」に改め、同項イ(四)中「六万二千円」を「六万八千円」に改め、同項イ(五)中「九万六千円」を「十万五千円」に改め、同項イ(六)中「十四万三千円」を「十五万六千円」に改め、同項イ(七)中「二十三万九千円」を「二十六万千円」に改め、同項イ(八)中「三十万三千円」を「三十三万円」に改め、同項イ(九)中「三十四万四千円」を「三十七万五千円」に改め、同項ロ(一)中「四万九千円」を「五万三千円」に改め、同項ロ(二)中「十万八千円」を「十一万八千円」に改め、同項ロ(三)中「十七万円」を「十八万五千円」に改め、同項ロ(四)中「三十三万三千円」を「三十六万三千円」に改め、同項ロ(五)中「五十九万二千円」を「六十四万五千円」に改め、同項ロ(六)中「百一万四千円」を「百十万五千円」に改め、同項ロ(七)中「百八十七万四千円」を「二百四万三千円」に改め、同項ロ(八)中「二百六十七万九千円」を「二百九十二万円」に改め、同項ロ(九)中「三百二十八万四千円」を「三百五十八万円」に改め、同表百八十の二の項イ(一)中「二万五千円」を「二万七千円」に改め、同項イ(二)中「三万八千円」を「四万千円」に改め、同項イ(三)中「五万八千円」を「六万三千円」に改め、同項イ(四)中「九万三千円」を「十万千円」に改め、同項イ(五)中「十四万四千円」を「十五万七千円」に改め、同項イ(六)中「二十一万四千円」を「二十三万三千円」に改め、同項イ(七)中「三十五万九千円」を「三十九万九千円」に改め、同項イ(八)中「四十五万四千円」を「四十九万五千円」に改め、同項イ(九)中「五十一万六千円」を「五十六万二千円」に改め、同項ロ(一)中「七万三千円」を「八万円」

に改め、同項ロ(ニ)中「十六万三千元」を「十七万八千元」に改め、同項ロ(三)中「二十五万六千元」を「二十七万九千元」に改め、同項ロ(四)中「四十九万九千元」を「五十四万四千元」に改め、同項ロ(五)中「八十八万八千元」を「九十六万八千元」に改め、同項ロ(六)中「百五十二万二千元」を「百六十五万九千元」に改め、同項ロ(七)中「二百八十一万二千元」を「三百六万五千元」に改め、同項ロ(八)中「四百一万九千元」を「四百三十八万千元」に改め、同項ロ(九)中「四百九十二万六千元」を「五百三十六万九千元」に改め、同表百八十の三の項イ(一)中「二万四千元」を「二万六千元」に改め、同項イ(二)中「三万八千元」を「四万千元」に改め、同項イ(三)中「五万八千元」を「六万三千元」に改め、同項イ(四)中「九万二千元」を「十万円」に改め、同項イ(五)中「十四万二千元」を「十五万五千元」に改め、同項イ(六)中「二十一万二千元」を「二十三万千元」に改め、同項イ(七)中「三十五万六千元」を「三十八万八千元」に改め、同項イ(八)中「四十四万九千元」を「四十八万九千元」に改め、同項イ(九)中「五十一万千元」を「五十五万七千元」に改め、同項ロ(一)中「七万三千元」を「八万円」に改め、同項ロ(二)中「十六万七千元」を「十七万五千元」に改め、同項ロ(三)中「二十五万三千元」を「二十七万六千元」に改め、同項ロ(四)中「四十九万四千元」を「五十三万八千元」に改め、同項ロ(五)中「八十七万九千元」を「九十五万八千元」に改め、同項ロ(六)中「百五十万六千元」を「百六十四万二千元」に改め、同項ロ(七)中「二百七十八万三千元」を「三百三万三千元」に改め、同項ロ(八)中「三百九十七万七千元」を「四百三十三万五千元」に改め、同項ロ(九)中「四百八十七万五千元」を「五百三十一万四千元」に改め、同表百八十二の項及び百八十三の項中「千八百元」を「二千元」に改め、同表百八十三の二の項中「十六万円」を「十七万五千元」に改め、同表百八十三の三の項イ(一)中「六千五百円」を「七千元」に改め、同項イ(二)中「一万千五百円」を「一万二千五百円」に改め、同項イ(三)中「一万八千円」を「一万九千五百円」に改め、同項イ(四)中「二万九千五百円」を「三万二千元」に改め、同項イ(五)中「四万六千五百円」を「五万五千元」に改め、同項イ(六)中「七万円」を「七万六千五百円」に改め、同項イ(七)中「十一万八千五百円」を「十二万九千円」に改め、同項イ(八)中「十五万円」を「十六万三千五百円」に改め、同項イ(九)中「十七万五百円」を「十八万六千元」に改め、同項ロ(一)中「二万三千元」を「二万五千元」に改め、同項ロ(二)中「五万三千元」を「五万八千元」に改め、同項ロ(三)中「八万四千元」を「九万千五百円」に改め、同項ロ(四)中「十六万五千元」を「十八万円」に改め、同項ロ(五)中「二十九万四千五百円」を「三十二万千元」に改め、同項ロ(六)中「五十万六千元」を「五十五万五千五百円」に改め、同項ロ(七)中「九十三万六千元」を「百二万円」に改め、同項ロ(八)中「百三十三万八千元」を「百四十五万八千五百円」に改め、同項ロ(九)中「百六十四万五百円」を「百七十八万八千元」に改め、同表百八十三の四の項イ(一)中「一万円」を「一万千円」に改め、同項イ(二)中「一万七千元」を「一万八千五百円」

に改め、同項イ(三)中「二万七千元」を「二万九千五百円」に改め、同項イ(四)中「四万四千五百円」を「四万八千五百円」に改め、同項イ(五)中「七万円」を「七万六千五百円」に改め、同項イ(六)中「十万五千元」を「十一万四千五百円」に改め、同項イ(七)中「十七万七千五百円」を「十九万三千五百円」に改め、同項イ(八)中「二十二万五千元」を「二十四万五千五百円」に改め、同項イ(九)中「二十五万六千元」を「二十七万九千元」に改め、同項ロ(一)中「三万四千五百円」を「三万七千五百円」に改め、同項ロ(二)中「七万九千五百円」を「八万六千五百円」に改め、同項ロ(三)中「十二万六千元」を「十三万七千五百円」に改め、同項ロ(四)中「二十四万七千五百円」を「二十七万円」に改め、同項ロ(五)中「四十四万二千元」を「四十八万二千元」に改め、同項ロ(六)中「七十五万九千元」を「八十二万七千五百円」に改め、同項ロ(七)中「百四十万四千元」を「百五十三万五千元」に改め、同項ロ(八)中「二百万七千五百円」を「二百十八万八千元」に改め、同項ロ(九)中「二百四十六万千元」を「二百六十八万二千五百円」に改め、同表百八十三の五の項及び百八十三の六の項中「千八百元」を「二千元」に改める。  
別表第三中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 調理師法第三条の二第二項に規 別表第二の百二十五の項の調理師試験の実施  
定する指定試験機関

#### 附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、別表第二の百二十五の項の改正規定、同表百七十九の項の次に一項を加える改正規定及び別表第三中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に一項を加える改正規定は、令和八年四月一日から施行する。

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県条例第十三号

山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県衛生環境研究所手数料条例(昭和二十九年山梨県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表飲料水試験の項中「二三六、八七〇円」を「二七二、八七〇円」に改める。

**第二条** 山梨県衛生環境研究所手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「一、二二〇円」を「一、三二〇円」に、「九、五七〇円」を「一〇、四三〇円」に改める。

別表第二号の表生物学的試験の項中「二、三二〇円」を「二、五二〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」に、「一七〇円」を「二〇〇円」に、「二二〇円」を「二六〇円」に改め、同表食品衛生試験の項中「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「三、五二〇円」を「三、八四〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六四〇円」に、「五、七二〇円」を「六、二四〇円」に、「八、五八〇円」を「九、三五〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇三〇円」に、「四、五一〇円」を「四、九二〇円」に、「六、二七〇円」を「六、八三〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「五二、三六〇円」を「五七、〇七〇円」に、「一、二一〇円」を「一、三二〇円」に、「二、三二〇円」を「二、五二〇円」に、「二八、一〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同表医薬品、化粧品、衛生材料等試験の項中「九、九〇〇円」を「一〇、八〇〇円」に、「四、八四〇円」を「五、二八〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二二〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四八〇円」に改め、同表家庭用品試験の項中「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「五、七二〇円」を「六、二四〇円」に改め、同表河川水、生活排水、産業排水等の水質試験の項中「八八〇円」を「九六〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「一、二二〇円」を「一、三二〇円」に、「三、五二〇円」を「三、八四〇円」に、「六、二七〇円」を「六、八三〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇〇〇円」に改め、同表飲料水試験の項中「二七二、八七〇円」を「三〇二、二四〇円」に、「一、二六、一九〇円」を「一、四一、七二〇円」に、「三三、六二〇円」を「三七、七九〇円」に、「一、四九〇円」を「一、六七〇円」に、「七、四一〇円」を「八、三三〇円」に、「二八、一〇〇円」を「三一、三〇〇円」に改め、同表温泉鉱泉試験の項中「一四、五二〇円」を「一五、八三〇円」に、「四九、六一〇円」を「五四、〇八〇円」に、「一一、二二〇円」を「一二、二三〇円」に改め、同表環境汚染物質試験の項中「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「四、二九〇円」を「四、六八〇円」に、「七、八一〇円」を「八、五一〇円」に、「五二、三六〇円」を「五七、〇七〇円」に、「一一、九九〇円」を「一三、〇七〇円」に改め、同表一般環境衛生試験の項中「一、二二〇円」を「一、三二〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇四〇円」に改め、同表悪臭成分試験の項中「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「一三、九七〇円」を「一五、二三〇円」に、「三〇、九一〇円」を「三三、六九〇円」に改める。

**附則**

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定は令和九年四月一日から施行する。

山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第十四号**

山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「九千八百円」を「一万二千元」に改める。

一 山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例（平成十一年山梨県条例第二十六号）第四条

二 山梨県警察署協議会条例（平成十三年山梨県条例第五号）第五条第一項

三 山梨県留置施設視察委員会条例（平成十九年山梨県条例第四号）第四条第一項

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第十五号**

山梨県国民健康保険条例の一部を改正する条例

山梨県国民健康保険条例（平成二十九年山梨県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十七条」を「第二十一条」に改める。

第二十条を第二十四条とし、第十九条を第二十三条とし、第十八条を第二十二条とし、第十七条の次に次の四条を加える。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得係数）

**第十八条** 算定政令第十一条の二第三項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。ただし、各市町村における保険料の急激な増加を抑制するために配慮する必要があると知事が認めるときは、この限りでない。

（子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合）

**第十九条** 算定政令第十一条の二第四項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)

**第二十条** 算定政令第十一条の二第五項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。

(子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割合)

**第二十一条** 算定政令第十一条の二第七項に規定する子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割合は、零を超え、かつ、一未満の範囲内において知事が定める数とする。

**附則**

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の山梨県国民健康保険条例第三条の規定による国民健康保険事業費納付金の額の算定に關し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第十六号**

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

**第一条** 山梨県産業技術センター諸収入条例(昭和六十一年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表食品に係る産業技術に關連するものの部試験・分析機器の款多検体測定用 pHメーターの項中「多検体測定用 pHメーター」を「多検体測定用自動滴定装置」に、「五〇〇円」を「六六〇円」に改め、同款高速冷却遠心機の項中「六二〇円」を「八〇〇円」に改め、同款低温恒温恒湿器の項の次に次のように加える。

プログラム低温恒温器	一時間	三三〇〇円
------------	-----	-------

別表第一号イの表研磨・宝飾に係る産業技術に關連するものの部加工機器の款外周

精密自動切断機の項、精密平面ラップ盤の項、ダイヤ球面研削機の項、小型精密円筒研削盤の項、万能切子研削盤の項及び精密平面研削盤の項を削り、同款万能糸鋸盤の項中「万能糸鋸盤」を「堅型帯鋸盤」に改め、同款熱処理炉の項並びに同表機械、電子等に係る産業技術に關連するものの部試料調整機器の款断面試料作製装置の項及び材料試験機器の款真空溶解炉の項を削り、同款微小押し込み硬さ試験機の項の次に次のように加える。

マイクロピッカー硬さ試験機	一時間	五八〇円
---------------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に關連するものの部加工機器の款プラスチック射出成形機の項中「プラスチック射出成形機」を「プラスチック射出成形機(三十トン)」に、「一、〇八〇円」を「二、四五〇円」に改め、同部電気計測機器の款精密級ダブルブリッジの項、デジタルオシロスコープの項及びデジタルマルチメーターの項から直流電子負荷装置の項までを削り、同部環境試験機器の款振動試験機(複合環境試験に限る。)の項の次に次のように加える。

包装貨物落下試験機	一時間	一、三三〇円
振り子式小型部品衝撃試験機	一時間	一、一三〇円
加速度計測器	一時間	六九〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に關連するものの部環境試験機器の款じんあい試験機の項及び同部精密測定機器の款工具顕微鏡の項を削る。

別表第二号イの表繊維(ニット製品及びその原材料に限る。)に係る産業技術に關連するものの部染色試験の款染色糸布の染色堅ろう度試験(耐光退色試験)の項を削り、同表食品に係る産業技術に關連するものの部成分試験の款理化学分析(酸度)の項から理化学分析(過酸化価)の項までを次のように改める。

理化学分析(ポリフェノール)	一件	一、八一〇円
理化学分析(無機質)	一元素	二、八七〇円(一元素を超える場合は、一元素増すごとに六)

理化学分析（有機酸類）	一成分	二〇円を加算した額
理化学分析（糖類）	一成分	九一〇円（一成分を超える場合は、一成分増すごとに一八〇円を加算した額）
理化学分析（シアン化合物（定性））	一件	二、九二〇円
麹酵素分析（清酒用麹に限る。）	一件	二、一四〇円

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部成分試験の款理化学分析（酸価）の項から食品添加物分析（その他の食品添加物）の項までを削り、同部微生物試験の款微生物試験（一般性菌群）の項から微生物試験（その他の菌学的試験）の項までを次のように改める。

一般生菌数（ワインを除く。）	一件	七、七四〇円
大腸菌群（ワインを除く。）	一件	四、九九〇円
その他の微生物数（ワインを除く。）	一件	一六、五四〇円

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部微生物試験の款微生物試験（微生物培養）の項を削り、同部機器分析の款ガスクロマトグラフによる分析の項中「三、一四〇円」を「三、二一〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質	一成分	四、〇一〇円（一成分を超える場合は
--------------------	-----	-------------------

（不要なもの）  
、一成分増すごとに七四〇円を加算した額

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による測定の中「測定」を「分析（分析条件の検討が必要なもの）」に改め、同項の次に次のように加える。

ヘッドスペースサンプリャー付きガスクロマトグラフによる分析（分析条件の検討が必要なもの）	一成分	三、三二〇円（一成分を超える場合は、一成分増すごとに七四〇円を加算した額）
--	-----	---------------------------------------

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款ヘッドスペースサンプリャー付きガスクロマトグラフによる分析の項中「分析」の下に「（分析条件の検討が必要なもの）」を加え、同款液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が必要なもの）の項中「一件」を「一成分」に改め、「五、一八〇円」の下に「（一成分を超える場合は、一成分増すごとに七四〇円を加算した額）」を加え、同款高速アミノ酸分析機による分析の項の次に次のように加える。

多検体測定用自動滴定装置による分析	一件	一、〇三〇円
赤外線水分計による分析	一件	七三〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試料調整の款顕微鏡試料作製（断面試料作製装置によるものに限る。）の項を削り、同部硬度試験の款自動フォーカス微小硬さ試験の項の次に次のように加える。

マイクロビッカース硬さ試験	一件	七七〇円
---------------	----	------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電気計測・試験の款電圧、電流、抵抗、温度等の測定の中及び精密測定の中「工具顕微鏡による測定」の項を削る。

**第二条** 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を次のように改正する。  
別表第一号イの表繊維に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款分光

測色計の項中「四二〇円」を「四六〇円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析計（熱分解装置）の項中「八、七七〇円」を「九、三一〇円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析計（ヘッドスペース・オートサンブラー）の項中「七、九九〇円」を「八、四九〇円」に改め、同款耐光試験機の項中「一、九八〇円」を「二、一八〇円」に改め、同款洗濯試験機の項中「五六〇円」を「六二〇円」に改め、同款耐水度試験機の項中「三九〇円」を「四三〇円」に改め、同款倒立顕微鏡の項中「六四〇円」を「七一〇円」に改め、同部設計支援機器の款デザインシステムの項中「七〇〇円」を「七二〇円」に改め、同部加工機器の款かせ上げ機の項及び繰返機の項中「六〇円」を「七〇円」に改め、同款自動ワインダーの項中「五一〇円」を「五四〇円」に改め、同款真空セット機の項中「一、四一〇円」を「一、五五〇円」に改め、同款ミニカラー染色機の項中「六九〇円」を「七六〇円」に改め、同款真空オーブンの項及びドビー用パンチングマシンの項中「六〇円」を「七〇円」に改め、同款サンプル組織システム（小幅サンプル組織）の項中「一、八〇〇円」を「一、八五〇円」に改め、同款サンプル組織システム（刺しゅうマシン）の項中「六九〇円」を「七一〇円」に改め、同款サンプル組織システム（卓上型手組織）の項中「三四〇円」を「三五〇円」に改め、同表食品に係る産業技術に関連するもの部試験・分析機器の款分光光度計の項中「二二〇円」を「二五〇円」に改め、同款多検体測定用分光光度計の項中「七一〇円」を「七三〇円」に改め、同款卓上型分光測色計の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同款原子吸光度計の項中「一、五八〇円」を「一、六八〇円」に改め、同款糖分析システムの項中「一、九一〇円」を「二、〇七〇円」に改め、同款有機酸分析システムの項中「二、〇四〇円」を「二、二一〇円」に改め、同款高速液体クロマトグラフの項中「二、三三〇円」を「二、五五〇円」に改め、同款液体クロマトグラフ質量分析計の項中「四、七一〇円」を「五、一三〇円」に改め、同款液体クロマトグラフ質量分析計（ワイン）の項中「七、九五〇円」を「八、四四〇円」に改め、同款キャピラリーガスクロマトグラフシステムの項中「二、五九〇円」を「二、八六〇円」に改め、同款ヘッドスペースサンブラー付きガスクロマトグラフの項中「三、三三〇円」を「三、六五〇円」に改め、同款高速アミノ酸分析機の項中「三、〇〇〇円」を「三、二九〇円」に改め、同款ORAC法解析システムの項中「七四〇円」を「八二〇円」に改め、同款露点センサー型水分活性測定装置の項中「四二〇円」を「四七〇円」に改め、同款赤外線水分計の項中「四五〇円」を「四九〇円」に改め、同款穀類水分計の項中「一五〇円」を「一七〇円」に改め、同款酸素・二酸化炭素測定器の項中「五一〇円」を「五五〇円」に改め、同款密度比重計の項中「一八〇円」を「二二〇円」に改め、同款自動注入器付き密度比重計の項中「三

八〇円」を「四〇〇円」に改め、同款迅速アルコール測定システムの項中「一、七二〇円」を「一、八九〇円」に改め、同款酸度計の項中「二三〇円」を「二五〇円」に改め、同款塩分計の項中「五六〇円」を「六二〇円」に改め、同款反射式光度計の項中「九〇円」を「一〇〇円」に改め、同款B型粘度計の項中「五二〇円」を「五六〇円」に改め、同款味覚センサーの項中「二、四三〇円」を「二、七二〇円」に改め、同款味認識装置（測定用センサーを使用しない場合に限る。）の項中「四、八七〇円」を「五、一七〇円」に改め、同款味認識装置（測定用センサーを使用する場合に限る。）の項中「九、〇二〇円」を「九、五八〇円」に改め、同款ラビッド・ビスコ・アナライザーの項中「一、五六〇円」を「一、七二〇円」に改め、同款亜硫酸分析装置の項中「一四〇円」を「一五〇円」に改め、同款レオメーターの項中「七一〇円」を「七八〇円」に改め、同款クリープメーターの項中「六七〇円」を「七二〇円」に改め、同款熱風乾燥機の項中「一、六三〇円」を「一、七八〇円」に改め、同款真空定温乾燥器の項中「四六〇円」を「五〇〇円」に改め、同款乾熱滅菌器の項中「五六〇円」を「六二〇円」に改め、同款小型レトルト殺菌器の項中「八〇〇円」を「八七〇円」に改め、同款定温振とう培養器の項中「二、三二〇円」を「二、五九〇円」に改め、同款電磁式ふるい振とう機の項中「一九〇円」を「二一〇円」に改め、同款卓上粉碎機の項中「一七〇円」を「一九〇円」に改め、同款高速振動試料粉碎機の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同款ホモジナイザーの項中「一九〇円」を「二一〇円」に改め、同款冷却小型遠心機の項中「二四〇円」を「二七〇円」に改め、同款微量高速遠心機の項中「一三〇円」を「一五〇円」に改め、同款多室式温度勾配恒温器の項中「二三〇円」を「二六〇円」に改め、同款恒温液槽の項中「三三〇円」を「三七〇円」に改め、同款低温恒温器の項中「一、四七〇円」を「一、六一〇円」に改め、同款低温恒温恒湿器の項中「四、五九〇円」を「五、一二〇円」に改め、同款高速溶媒抽出装置の項中「一、三六〇円」を「一、五二〇円」に改め、同款エバポレーターの項中「五一〇円」を「五七〇円」に改め、同款水蒸気蒸留器の項中「二〇〇円」を「二三〇円」に改め、同款アルコール蒸留器の項中「一五〇円」を「二七〇円」に改め、同款クリーンベンチの項中「八四〇円」を「九二〇円」に改め、同款オートクレープの項中「一、六一〇円」を「一、七六〇円」に改め、同款顕微鏡（光学）の項中「八〇〇円」を「八八〇円」に改め、同款顕微鏡（微分干渉）の項中「一、一二〇円」を「一、一五〇円」に改め、同款卓上型低真空電子顕微鏡の項中「一、四三〇円」を「一、四七〇円」に改め、同款リアルタイムPCR装置の項中「一、〇三〇円」を「一、〇六〇円」に改め、同部加工機器の款ドウコンディショナーの項中「六四〇円」を「七一〇円」に改め、同款パイロローラーの項中「三三〇円」を「三六〇円」に改め、同款オーブンの項中「四七〇円」を「五三〇円」に改

め、同款ミオレックス板オーブンの項中「六七〇円」を「七四〇円」に改め、同款自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三十リットル六連）の項中「三六〇円」を「四一〇円」に改め、同款自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三十リットル八連）の項中「四八〇円」を「五四〇円」に改め、同款試験用研削式精米機の項中「四六〇円」を「五一〇円」に改め、同款製麹装置の項中「四四〇円」を「四八〇円」に改め、同款日本酒用自動品温制御機能付き密閉型醸造タンクユニット（三〇リットル四連）の項中「三四〇円」を「三七〇円」に改め、同款もろみ搾り機の項中「四五〇円」を「四九〇円」に改め、同款小型ろ過機の項中「四六〇円」を「五〇〇円」に改め、同款大型ミキサーの項中「三〇〇円」を「三三〇円」に改め、同款卓上型万能ミキサーの項中「二三〇円」を「二五〇円」に改め、同款ニーダーの項中「三七〇円」を「四〇〇円」に改め、同款アイスクリーマーの項中「二三〇円」を「二六〇円」に改め、同款製麺機の項中「二七〇円」を「三〇〇円」に改め、同款氷温庫の項中「三七〇円」を「四一〇円」に改め、同款フリーザーの項中「七〇円」を「八〇円」に改め、同款凍結乾燥機の項中「六〇〇円」を「六六〇円」に改め、同款真空包装機の項中「四二〇円」を「四五〇円」に改め、同表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款紫外可視分光光度計の項中「一、五五〇円」を「一、七〇〇円」に改め、同款顕微鏡分光装置の項中「四、二五〇円」を「四、六六〇円」に改め、同款分光蛍光光度計の項中「六九〇円」を「七五〇円」に改め、同款カソードルミネッセンスの項中「一、九〇〇円」を「二、一四〇円」に改め、同款レーザートモグラフィ寶石検査装置の項中「二、四五〇円」を「二、七六〇円」に改め、同款宝石顕微鏡の項中「三五〇円」を「三八〇円」に改め、同款ビデオマイクロ装置の項中「九五〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同部加工機器の款ダイヤモンド大型切断機の項中「六二〇円」を「六八〇円」に改め、同款トリムソー（小型切断機）の項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款バンドソー切断機の項中「二、九八〇円」を「三、二九〇円」に改め、同款精密切断機の項中「一、二四〇円」を「一、三九〇円」に改め、同款堅軸ロータリー平面研削盤の項中「一、一八〇円」を「一、二九〇円」に改め、同款ガードルベル研削機の項中「四五〇円」を「五〇〇円」に改め、同款三次元円筒研削盤の項中「八三〇円」を「九一〇円」に改め、同款多目的貴石研削盤の項中「四六〇円」を「五〇〇円」に改め、同款石取り研削機の項中「四六〇円」を「五一〇円」に改め、同款コアドリル用内径研磨機の項中「一、〇六〇円」を「一、一六〇円」に改め、同款両頭型研削機の項からバフ研磨機の項までの規定中「三五〇円」を「三八〇円」に改め、同款精密研削機の項中「四六〇円」を「五〇〇円」に改め、同款バレル研磨機の項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款遠心バレル研磨機の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改め、同

款超音波加工機（百W）の項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款超音波加工機（五百W）の項中「七四〇円」を「八一〇円」に改め、同款穴開け加工機の項中「八五〇円」を「九三〇円」に改め、同款超音波洗浄機の項中「三五〇円」を「三八〇円」に改め、同款真空含浸装置の項中「二、〇二〇円」を「二、二三〇円」に改め、同款ミニテストプレスの項中「一七〇円」を「一九〇円」に改め、同款かくはん機の項中「七〇円」を「八〇円」に改め、同款ハイブリッドミキサーの項及び真空装置（脱泡器）の項中「二三〇円」を「二五〇円」に改め、同款真空遠心鑄造機の項中「二、一五〇円」を「二、四〇〇円」に改め、同款真空加圧鑄造機の項中「二、一四〇円」を「二、三八〇円」に改め、同款電解研磨装置の項中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同款磁気研磨装置の項中「一、二二〇円」を「一、三五〇円」に改め、同款センターレスグラインダーの項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款小型粉碎機の項中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同款コンターマシンの項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款シャーリングマシンの項中「四九〇円」を「五四〇円」に改め、同款型帯鋸盤の項中「二四〇円」を「二七〇円」に改め、同款ボール盤の項中「三五〇円」を「三八〇円」に改め、同款卓上旋盤の項中「一一〇円」を「一二〇円」に改め、同款マッフル炉の項中「四二〇円」を「四六〇円」に改め、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試料調整機器の款試料自動送り切断機の項中「六一〇円」を「六七〇円」に改め、同款湿式切断機の項中「一、一一〇円」を「一、一八〇円」に改め、同款精密試料切断機の項中「一、〇三〇円」を「一、〇九〇円」に改め、同款精密自動試料切断機の項中「一、四九〇円」を「一、六四〇円」に改め、同款ダイヤモンドワイヤソーの項中「六九〇円」を「七六〇円」に改め、同款マイクロトームの項中「九〇〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同款クロスセクションポリッシャの項中「七四〇円」を「八三〇円」に改め、同款試料埋め込み装置の項中「七一〇円」を「七八〇円」に改め、同款熱間樹脂埋込装置の項中「二、五三〇円」を「二、七八〇円」に改め、同款試料研磨機の項中「一、三三〇円」を「一、四一〇円」に改め、同款試料自動研磨機の項中「二、三二〇円」を「二、五六〇円」に改め、同款個別荷重型試料自動研磨機の項中「一、四七〇円」を「一、五六〇円」に改め、同款小型イオンビームミリング装置（常温加工に限る。）の項中「一、六七〇円」を「一、八四〇円」に改め、同款小型イオンビームミリング装置（冷却加工に限る。）の項中「二、二二〇円」を「二、四四〇円」に改め、同款エッチング装置の項中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同款真空蒸着装置の項中「七一〇円」を「七八〇円」に改め、同部材料試験機器の款小型万能材料試験機の項中「一、四五〇円」を「一、五四〇円」に改め、同款精密万能材料試験機の項中「一、八九〇円」を「二、〇四〇円」に改め、同款大型万能材料試験機の項中「四、

九一〇円」を「五、二一〇円」に改め、同款高温低温炉付万能材料試験機の項中「四、七七〇円」を「五、二二〇円」に改め、同款疲労試験機（室温試験に限る。）の項中「五九〇円」を「六五〇円」に改め、同款疲労試験機（恒温環境試験に限る。）の項中「七七〇円」を「八五〇円」に改め、同款ひずみゲージアンブの項中「二四〇円」を「二六〇円」に改め、同款熱流動評価装置（フロートスター）の項中「九七〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同款熱流動評価装置（メルトインデクサー）の項中「五〇〇円」を「五六〇円」に改め、同款密着強度テストターの項中「二、五〇〇円」を「二、七四〇円」に改め、同款往復運動平面摩擦試験機の項中「一、六一〇円」を「一、七六〇円」に改め、同款摩擦摩耗試験機の項中「二、三九〇円」を「二、五九〇円」に改め、同款ロックウェル硬度計の項中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同款ビッカース硬度計の項中「四四〇円」を「四八〇円」に改め、同款ブリネル硬度計の項中「五五〇円」を「六〇〇円」に改め、同款微小硬さ試験機の項中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同款自動フォーカス微小硬さ試験機の項中「一、四三〇円」を「一、五七〇円」に改め、同款微小押し込み硬さ試験機の項中「二、〇五〇円」を「二、三一〇円」に改め、同款金属組織画像解析装置の項中「一、二八〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同款高速ビデオカメラの項中「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に改め、同款超深度顕微鏡システムの項中「一、〇二〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同款低圧力走査電子顕微鏡の項中「二、〇一〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同款電界放出型電子顕微鏡の項中「三、七六〇円」を「四、二三〇円」に改め、同款電子プローブマイクロアナライザ（エネルギー分散型分析）の項中「八、五五〇円」を「九、〇八〇円」に改め、同款電子プローブマイクロアナライザ（波長分散型分析）の項中「九、五二〇円」を「一〇、一一〇円」に改め、同款電子プローブマイクロアナライザ（軟エックス線分析）の項中「一四、七六〇円」を「一五、六八〇円」に改め、同款分析機能付き電子顕微鏡の項中「二、五五〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同部設計支援機器の款3Dスキャナーの項中「三、八三〇円」を「四、二〇〇円」に改め、同款ハンディ3Dスキャナーの項中「五一〇円」を「五六〇円」に改め、同款CG/CAD装置（三次元モデリング）の項中「八〇〇円」を「九〇〇円」に改め、同款CG/CAD装置（レンダリング）の項中「一、五七〇円」を「一、七六〇円」に改め、同款CAD/CAM装置の項中「二、六九〇円」を「二、九四〇円」に改め、同款検査照合システムの項中「六六〇円」を「七二〇円」に改め、同款構造解析装置の項中「二、三九〇円」を「二、六二〇円」に改め、同款樹脂流動解析システム（3D-TIMON）の項中「一、〇七〇円」を「一、一九〇円」に改め、同款線形・非線形構造解析システムの項中「八九〇円」を

「九九〇円」に改め、同款プリント基板試作装置の項中「一、四八〇円」を「一、六七〇円」に改め、同部加工機器の款立型マシニングセンターの項中「二、〇五〇円」を「二、二四〇円」に改め、同款精密マシニングセンターの項中「二、〇三〇円」を「二、二二〇円」に改め、同款超精密加工機の項中「三、一一〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同款高精度高速小径微細加工機の項中「二、二一〇円」を「二、四二〇円」に改め、同款精密NC旋盤の項中「二、二四〇円」を「二、四五〇円」に改め、同款精密円筒研削盤の項中「三、一一〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同款微細放電加工機の項中「二、五四〇円」を「二、七八〇円」に改め、同款微細加工用ワイヤー放電加工機の項中「三、三七〇円」を「三、四七〇円」に改め、同款ワイヤー放電加工機の項中「二、六八〇円」を「二、九一〇円」に改め、同款鏡面プラスチック加工機の項中「六四〇円」を「七二〇円」に改め、同款サンドブラスターの項中「五〇〇円」を「五五〇円」に改め、同款電子ビーム加工機の項中「三、一二〇円」を「三、四一〇円」に改め、同款レーザー加工機の項中「一、七一〇円」を「一、八八〇円」に改め、同款レーザー溶接機の項中「二、一四〇円」を「二、三八〇円」に改め、同款スポット溶接機の項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款金属3Dプリンターの項中「一四、七四〇円」を「一六、四四〇円」に改め、同款樹脂インクジェット3Dプリンター（カラー）の項中「一五、三一〇円」を「一六、八〇〇円」に改め、同款樹脂インクジェット3Dプリンター（単色）の項中「一一、〇〇〇円」を「一二、〇七〇円」に改め、同款SLA方式3Dプリンターの項中「六、四三〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同款FDM方式3Dプリンターの項中「一、三三〇円」を「一、三七〇円」に改め、同款真空成形機の項中「二、三四〇円」を「一、四八〇円」に改め、同款レーザーマーカー（CWファイバーレーザー）の項中「六〇〇円」を「六七〇円」に改め、同款切削・研削動力計の項中「八九〇円」を「九七〇円」に改め、同款高周波加熱装置の項中「一、六〇〇円」を「一、七七〇円」に改め、同部電気計測機器の款抵抗率計の項中「八八〇円」を「九六〇円」に改め、同款高周波波形観測装置の項中「七三〇円」を「八〇〇円」に改め、同款インピーダンスアナライザの項中「一、九八〇円」を「二、一〇〇円」に改め、同款ベクトルネットワークアナライザの項中「三、七九〇円」を「四、〇三〇円」に改め、同款リアルタイムスペクトルアナライザの項中「九四〇円」を「一、〇四〇円」に改め、同款広帯域オシロスコープの項中「一、八九〇円」を「二、〇四〇円」に改め、同款USBコンプライアンステストシステムの項中「一、一一〇円」を「一、二〇〇円」に改め、同款小型分光スペクトロメーターの項中「一二〇円」を「一四〇円」に改め、同款紫外線強度計の項中「四一〇円」を「四六〇円」に改め、同款分光放射輝度計の項中「一、〇三〇

円)を「一、一五〇円」に改め、同款デジタル照度計の項中「二三〇円」を「二六〇円」に改め、同款多点照度計の項中「四八〇円」を「五四〇円」に改め、同款分光放射照度計の項中「四二〇円」を「四七〇円」に改め、同款デジタル放射温度計の項中「八六〇円」を「九五〇円」に改め、同款サーモカメラの項中「六一〇円」を「六七〇円」に改め、同部EMC試験機器の款電波暗室の項中「一、五〇〇円」を「一、六六〇円」に改め、同款電波暗室(3m法対応)の項中「五、七四〇円」を「六、三〇〇円」に改め、同款シールドルームの項中「一、四五〇円」を「一、六一〇円」に改め、同款妨害波測定装置の項中「二、三八〇円」を「二、六三〇円」に改め、同款妨害波測定装置(3m法対応)の項中「四、一〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同款EMIテストレシーバー高速測定器の項中「一、二六〇円」を「一、三四〇円」に改め、同款高調波・フリッカ測定システムの項中「一、五四〇円」を「一、六九〇円」に改め、同款空間電磁界可視化システムの項中「一、五〇〇円」を「一、六五〇円」に改め、同款高周波ノイズシミュレーターの項中「八〇〇円」を「八七〇円」に改め、同款ファストトランジェントバースト試験器の項中「七五〇円」を「八一〇円」に改め、同款電源電圧変動イミュニティ試験システムの項中「一、四〇〇円」を「一、五四〇円」に改め、同款電源周波数磁界発生器の項中「三五〇円」を「三九〇円」に改め、同款静電気障害試験器の項中「三九〇円」を「四三〇円」に改め、同款放射イミュニティ自動試験システムの項中「二、七六〇円」を「三、一一〇円」に改め、同款放射イミュニティ自動試験システム(IEC対応)の項中「四、〇五〇円」を「四、四四〇円」に改め、同款近接電磁界イミュニティ試験システムの項中「一、六二〇円」を「一、七二〇円」に改め、同款伝導イミュニティ自動試験システムの項中「八九〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同款雷サージ試験装置(IEC対応)の項中「二、〇七〇円」を「二、二八〇円」に改め、同部化学試験・分析機器の款ICP発光分光分析装置の項中「四、六五〇円」を「五、一二〇円」に改め、同款レーザーアブレーションICP質量分析装置の項中「六、八二〇円」を「七、四八〇円」に改め、同款蛍光エックス線分析装置(RoHS分析測定機能付き)の項中「二、二七〇円」を「二、四一〇円」に改め、同款微小部蛍光エックス線分析装置の項中「三、六七〇円」を「四、〇四〇円」に改め、同款エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置の項中「二、九七〇円」を「三、二八〇円」に改め、同款波長分散型蛍光エックス線分析装置の項中「三、五五〇円」を「三、九九〇円」に改め、同款エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置の項中「一、三七〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同款エックス線分析顕微鏡の項中「一、三〇〇円」を「一、四六〇円」に改め、同款エックス線電子分光分析装置の項中「九、九六〇円」を「一〇、五八〇円」に改め、同款エックス線回折装置の項中「一、七〇〇円」を「一、九一〇円」

に改め、同款ポータブル型エックス線残留応力測定装置の項中「三、二四〇円」を「三、四四〇円」に改め、同款紫外可視近赤外分光光度計の項中「七五〇円」を「八四〇円」に改め、同款フリーエ変換赤外分光光度計の項中「三、二八〇円」を「三、六九〇円」に改め、同款イメージング分析機能付きフリーエ変換赤外分光光度計の項中「四、六五〇円」を「四、九四〇円」に改め、同款顕微鏡赤外分光光度計の項中「三、三四〇円」を「三、六六〇円」に改め、同款炭素・硫黄分析装置の項中「二、〇三〇円」を「二、二二〇円」に改め、同款イオンクロマトグラフの項中「二、六一〇円」を「二、七七〇円」に改め、同款熱分析装置の項中「二、〇二〇円」を「二、二八〇円」に改め、同款熱特性分析装置の項中「二、〇一〇円」を「二、二二〇円」に改め、同款簡易全窒素・全リン計システムの項中「五〇〇円」を「六〇〇円」に改め、同款精密電子天びんの項中「二六〇円」を「二八〇円」に改め、同款粘度計の項中「一、七二〇円」を「一、八八〇円」に改め、同款pHメーターの項中「八一〇円」を「九一〇円」に改め、同款ドラフトチャンバーの項中「一、四三〇円」を「一、五二〇円」に改め、同部環境試験機器の款複合サイクル試験機の項中「二五〇円」を「二八〇円」に改め、同款大型複合サイクル試験機の項中「五三〇円」を「五八〇円」に改め、同款振動試験機(室温試験に限る。)の項中「四、二九〇円」を「四、七三〇円」に改め、同款振動試験機(複合環境試験に限る。)の項中「五、四三〇円」を「五、九九〇円」に改め、同款騒音計の項中「四〇〇円」を「四三〇円」に改め、同款冷熱衝撃試験器の項中「七二〇円」を「七七〇円」に改め、同款精密万能材料試験機用恒温槽の項中「一、四四〇円」を「一、五六〇円」に改め、同款恒温恒湿室の項中「八五〇円」を「九五〇円」に改め、同款超低温恒温恒湿槽の項中「三三〇円」を「三六〇円」に改め、同款恒温恒湿槽の項中「二五〇円」を「二七〇円」に改め、同款小型恒温恒湿槽の項中「一九〇円」を「二一〇円」に改め、同款耐光性試験機の項中「六二〇円」を「六九〇円」に改め、同款卓上促進耐光性試験機の項中「一八〇円」を「二〇〇円」に改め、同款超促進耐光性試験機の項中「一、七六〇円」を「一、九四〇円」に改め、同款耐水試験機の項中「六四〇円」を「七一〇円」に改め、同款小型放射温度計の項中「四四〇円」を「五〇〇円」に改め、同部非破壊観察機器の款エックス線透過試験装置の項中「二、〇〇〇円」を「二、一九〇円」に改め、同款エックス線非破壊検査装置の項中「二、四九〇円」を「二、七三〇円」に改め、同款エックス線CT検査装置の項中「八、九四〇円」を「九、二一〇円」に改め、同款超音波映像装置の項中「三、〇九〇円」を「三、四五〇円」に改め、同部精密測定機器の款表面粗さ輪郭形状測定機の項中「六一〇円」を「六七〇円」に改め、同款白色干涉方式表面形状測定機の項中「八、六九〇円」を「九、二三〇円」に改め、同款コンフォーカル顕微鏡の項中「一、四〇〇円」を「一、五六〇円」に改め、

同款全焦点3D表面形状測定機の項中「二、九二〇円」を「三、二二〇円」に改め、同款非接触外径測定機の項中「四〇〇円」を「四四〇円」に改め、同款超精密レーザー測定システムの項中「八四〇円」を「九二〇円」に改め、同款演算型ブロックゲージ検査装置の項中「九〇〇円」を「一、〇一〇円」に改め、同款測定顕微鏡の項中「三五〇円」を「三八〇円」に改め、同款測定顕微鏡（三軸）の項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款非接触自動測定システムの項中「一、五四〇円」を「一、六九〇円」に改め、同款三次元座標測定機の項中「一、一八〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同款高精度三次元座標測定機の項中「五、一三〇円」を「五、四五〇円」に改め、同款多機能型三次元座標測定機の項中「八六〇円」を「九七〇円」に改め、同款画像式座標測定機の項中「二、二一〇円」を「二、三九〇円」に改め、同款真円度測定機の項中「一、一八〇円」を「一、三〇〇円」に改め、同款レーザ干涉式平面度測定機の項中「三、六一〇円」を「三、八三〇円」に改める。

別表第一号口の表インクジェットプリンターの項中「三、六六〇円」を「四、〇〇〇円」に改め、同表カラーハードコピー機の項中「二〇〇円以上二九〇円」を「二二〇円以上三二〇円」に改める。

別表第二号イの表繊維（ニット製品及びその原材料に限る。）に係る産業技術に関連するものの部繊維試験の款編織布又は糸の強伸度試験の項中「八三〇円」を「九二〇円」に改め、同款編地のピリング試験の項中「一、一三〇円」を「一、二五〇円」に改め、同款編地の寸法変化率試験の項中「一、五五〇円」を「一、七一〇円」に改め、同款繊維の鑑定（物理的試験に限る。）の項中「五九〇円」を「六五〇円」に改め、同款繊維の鑑定（化学的試験に限る。）の項中「七七〇円」を「八五〇円」に改め、同款ホルムアルデヒドの鑑定（吸光度に限る。）の項中「一、六六〇円」を「一、八三〇円」に改め、同部染色試験の款染色糸布の染色堅ろう度試験（水）の項から染色糸布の染色堅ろう度試験（乾・湿摩擦）の項までの規定中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同表繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）に係る産業技術に関連するものの部繊維試験の款検ねん試験の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同款繊維試験の項中「一二〇円」を「一三〇円」に改め、同款繊維物の組織分解（三原組織）の項中「二四〇円」を「二七〇円」に改め、同款繊維物の組織分解（変化組織、特別組織及び重ね織物）の項中「六六〇円」を「七三〇円」に改め、同款繊維物しま柄の分解の項中「九五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同款繊維物密度の測定（項中「一二〇円」を「一三〇円」に改め、同款繊維物の鑑定（簡易な場合に限る。）の項中「二四〇円」を「二七〇円」に改め、同款繊維物の鑑定（物理的試験に限る。）の項中「五九〇円」を「六五〇円」に改め、同款繊維物の鑑定（化学的試験に限る。）の項中「七七〇円」を「八五〇円」に改め、同款強伸度試験の項中「八三〇円」を「九二〇

円」に改め、同款摩擦度試験の項及び寸法変化率試験の項中「七七〇円」を「八五〇円」に改め、同款防しわ度試験の項中「九五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同款はつ水試験の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同款耐水度試験の項中「六〇〇円」を「六六〇円」に改め、同款混用率試験の項中「一、六六〇円」を「一、八三〇円」に改め、同款引裂試験の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同款燃焼性試験の項中「一、〇六〇円」を「一、一七〇円」に改め、同款ホルムアルデヒド試験の項中「二、六一〇円」を「二、八八〇円」に改め、同款通気性試験の項から質量試験の項までの規定中「一、〇六〇円」を「一、一九〇円」に改め、同款pH試験の項中「一、一八〇円」を「一、三二〇円」に改め、同款生地幅試験の項中「三八〇円」を「四三〇円」に改め、同款スナッグ試験の項中「九四〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同款カーテン遮光性試験の項中「一、五四〇円」を「一、七三〇円」に改め、同部染色試験の款耐光堅ろう度試験の項中「一、三八〇円」を「一、五二〇円」に改め、同款水堅ろう度試験の項中「四七〇円」を「五二〇円」に改め、同款洗濯堅ろう度試験の項中「六二〇円」を「六八〇円」に改め、同款汗堅ろう度試験の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同款ドライクリーニング堅ろう度試験の項中「六八〇円」を「七五〇円」に改め、同款ホットプレッシング堅ろう度試験の項から貯蔵中の昇華堅ろう度試験の項までの規定中「四七〇円」を「五二〇円」に改め、同款酸化窒素ガス堅ろう度試験の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同表食品に係る産業技術に関連するものの部成分試験の款酒類一般分析の項中「六六〇円」を「七三〇円」に改め、同款栄養成分分析（炭水化物（食物繊維を除く。））の項及び栄養成分分析（エネルギー）の項中「三八〇円」を「四二〇円」に改め、同款栄養成分分析（たんばく質）の項中「九、四三〇円」を「一〇、三二〇円」に改め、同款栄養成分分析（水分）の項中「七、三七〇円」を「八、〇六〇円」に改め、同款栄養成分分析（脂質）の項中「八、三二〇円」を「九、〇九〇円」に改め、同款栄養成分分析（灰分）の項中「六、二〇〇円」を「六、七八〇円」に改め、同款理化学分析（pH）の項及び理化学分析（糖度）の項中「三八〇円」を「四二〇円」に改め、同款理化学分析（粘度）の項中「一、五二〇円」を「一、六四〇円」に改め、同款理化学分析（水活性）の項中「一、五八〇円」を「一、七三〇円」に改め、同部機器分析の款ガスクロマトグラフによる分析の項中「二、八一〇円以上三、二一〇円」を「三、〇七〇円以上三、四四〇円」に改め、同款ヘッドスペース・ガスクロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が必要なもの）の項中「三〇、二〇〇円」を「三三、六七〇円」に改め、同款ヘッドスペースサンプラー付きガスクロマトグラフによる分析（分析条件の検討が必要なもの）の項中「四、四八〇円」を「四、九二〇円」に改め、同款原子吸光度計による分析の項中「二、一五〇円」を「二、二八〇円」に改

め、同液体クロマトグラフ質量分析計による定性分析の項中「一七、一六〇円」を「一八、七〇〇円」に改め、同液体クロマトグラフ質量分析計による定量分析（一般的なものに限る。）の項中「二四、〇二〇円」を「二六、一八〇円」に改め、同液体クロマトグラフ質量分析計による定量分析（特殊なものに限る。）の項中「三四、三二〇円」を「三七、四一〇円」に改め、同液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が不要なもの）の項中「五、一八〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同液体クロマトグラフ質量分析計による分析（分析条件の検討が必要なもの）の項中「二七、八六〇円」を「二九、五九〇円」に改め、同高速液体クロマトグラフによる分析の項中「三、九二〇円以上四、五六〇円」を「四、二九〇円以上四、九九〇円」に改め、同高速アミノ酸分析機による分析の項中「二〇、六九〇円」を「二二、七〇〇円」に改め、同自動注入器付き密度比重計による分析（蒸留を必要としないものに限る。）の項中「七〇〇円」を「七四〇円」に改め、同自動注入器付き密度比重計による分析（蒸留を必要とするものに限る。）の項中「一、七二〇円」を「一、八三〇円」に改め、同味認識装置による分析（甘味の分析を含むものに限る。）の項中「一七、一三〇円」を「一八、一九〇円」に改め、同表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款紫外可視分光光度計による測定中の項中「一、八九〇円」を「二、〇七〇円」に改め、同款エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析の項中「三、五四〇円」を「三、九一〇円」に改め、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試料調整の款顕微鏡試料作製（自動仕上げによるものに限る。）の項中「五、二二〇円」を「五、八七〇円」に改め、同款顕微鏡試料作製（手仕上げによるものに限る。）の項中「一、九三〇円」を「二、一七〇円」に改め、同款化学分析用試料調製（一般的なものに限る。）の項中「四、四九〇円」を「五、〇三〇円」に改め、同款化学分析用試料調製（特殊なものに限る。）の項中「九、二〇〇円」を「一〇、三〇〇円」に改め、同部強度試験の款衝撃試験の項中「五三〇円」を「五九〇円」に改め、同款小型万能材料試験機による試験（一般的なもの）の項中「一、四三〇円」を「一、五二〇円」に改め、同款小型万能材料試験機による試験（特殊なもの）の項中「二、三四〇円」を「二、四九〇円」に改め、同款精密万能材料試験機による試験（一般的なものかつ室温試験に限る。）の項中「一、八二〇円」を「一、九七〇円」に改め、同款精密万能材料試験機による試験（特殊なものかつ室温試験に限る。）の項中「二、七三〇円」を「二、九五〇円」に改め、同款精密万能材料試験機による試験（恒温環境試験に限る。）の項中「三、〇九〇円」を「三、三四〇円」に改め、同款大型万能材料試験機による試験（一般的なもの）の項中「二、一五〇円」

を「二、二八〇円」に改め、同款大型万能材料試験機による試験（特殊なもの）の項中「三、一七〇円」を「三、三七〇円」に改め、同款高温・低温炉材料試験の項中「二、二一〇円」を「二、四四〇円」に改め、同款疲労試験（室温試験に限る。）の項中「七三〇円」を「八一〇円」に改め、同款疲労試験（恒温環境試験に限る。）の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同款疲労試験機による静的試験（室温試験に限る。）の項中「一、五五〇円」を「一、七一〇円」に改め、同款疲労試験機による静的試験（恒温環境試験に限る。）の項中「一、九五〇円」を「二、一五〇円」に改め、同款摩擦摩耗試験機による測定中の項中「三、八七〇円」を「四、二〇〇円」に改め、「二、七七〇円」を「三、〇一〇円」に改め、同部硬度試験の款ロックウェル硬度試験の項からブリネル硬度試験の項までの規定中「五九〇円」を「六五〇円」に改め、同款微小硬度試験の項中「九五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同款自動フォーカス微小硬さ試験の項中「一、六七〇円」を「一、八四〇円」に改め、同部金属組織観察の款顕微鏡試験の項中「一、五五〇円」を「一、七一〇円」に改め、同款マクロ組織試験の項中「一、三〇〇円」を「一、四三〇円」に改め、同款金属組織画像解析試験の項中「四、〇四〇円」を「四、四六〇円」に、「三三〇円」を「三六〇円」に改め、同款倒立顕微鏡による像観察の項中「八四〇円」を「九三〇円」に改め、同款超深度顕微鏡システムによる試験の項中「一、六九〇円」を「一、八三〇円」に改め、同部設計・解析の款構造解析装置による解析の項中「六、五四〇円」を「七、三三〇円」に改め、同部化学試験・分析の款ICP発光分光法による定量分析の項中「九、六六〇円」を「一〇、六三〇円」に、「三、一三〇円」を「三、四四〇円」に改め、同款蛍光エックス線分析装置（RHS分析測定機能付き）による測定中の項中「五、六八〇円」を「六、〇三〇円」に改め、同款微小部蛍光エックス線分析装置によるめつき膜厚測定中の項中「六、七四〇円」を「七、四一〇円」に改め、同款微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析の項中「四、七五〇円」を「五、二三〇円」に改め、同款微小部蛍光エックス線分析装置による半定量分析の項中「六、四〇〇円」を「七、〇四〇円」に改め、同款微小部蛍光エックス線分析装置によるマッピング測定中の項中「八、三二〇円」を「九、一五〇円」に改め、同款波長分散型蛍光エックス線分析装置による定性分析の項中「五、〇七〇円」を「五、七〇〇円」に改め、同款波長分散型蛍光エックス線分析装置による半定量分析の項中「五、〇四〇円」を「五、六七〇円」に、「一、三七〇円」を「一、五四〇円」に改め、同款エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置による測定中の項中「二、三九〇円」を「二、六二〇円」に改め、同款エックス線分析顕微鏡による定性分析の項中「四、一六〇円」を「四、六八〇円」に改め、同款エックス線光電子分光分析装置による分析の項中「一九、三三〇円」を「二〇、五三〇円」に改め、同款エックス線光電子分光分析装

置による分析（線、面又は深さ方向分析）の項中「九、九六〇円」を「一〇、五八〇円」に改め、同款エックス線回折試験の項中「二、三七〇円以上七、九五〇円」を「二、六一〇円以上八、九四〇円」に改め、同款ポータブル型エックス線残留力測定装置による測定の中「四、六六〇円」を「四、九五〇円」に改め、同款紫外可視近赤外分光光度計による測定の中「一、四九〇円」を「一、六八〇円」に改め、同款紫外可視近赤外分光光度計による追加測定（自動可変角度測定機能）の項中「三七〇円」を「四二〇円」に改め、同款フーリエ変換赤外分光光度計による測定の中「七、九二〇円」を「八、九一〇円」に改め、同款イメージング分析機能付きフーリエ変換赤外分光光度計による点分析の項中「八、四七〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同款イメージング分析機能付きフーリエ変換赤外分光光度計によるイメージング測定の中「八、四〇〇円」を「八、九二〇円」に改め、同款顕微鏡付き赤外分光光度計による測定の中「八、九一〇円」を「九、七七〇円」に改め、同款銅銑鉄全炭素定量分析の項及び銅銑鉄全硫黄定量分析の項中「一、八九〇円」を「二、〇七〇円」に改め、同款イオンクロマトグラフによる測定の中「四、五五〇円」を「四、八三〇円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析計（熱分解装置）による測定の中「二二、二七〇円」を「二三、六五〇円」に改め、同款ガスクロマトグラフ質量分析計（ヘッドスペース・オートサンブラー）による測定の中「一九、三四〇円」を「二〇、五四〇円」に改め、同款熱特性試験の項中「三、〇一〇円」を「三、三七〇円」に改め、同款熱特性分析試験の項中「三、一一〇円」を「三、四二〇円」に改め、同部環境試験の款複合サイクル試験機による耐食性試験の項中「二七〇円」を「三〇〇円」に改め、同款大型複合サイクル試験機による耐食性試験の項中「五六〇円」を「六一〇円」に改め、同款振動試験（室温試験に限る。）の項中「五、四〇〇円」を「五、九六〇円」に改め、同款振動試験（複合環境試験に限る。）の項中「六、五三〇円」を「七、二〇〇円」に改め、同款熱疲労試験の項中「一二、七三〇円」を「一四、〇四〇円」に改め、同部非破壊観察の款エックス線探傷試験の項中「一、六六〇円」を「一、八三〇円」に改め、同款エックス線透過試験装置による像観察の項中「八八〇円」を「九七〇円」に改め、同款エックス線非破壊検査装置による像観察の項中「一、二五〇円」を「一、三七〇円」に改め、同款エックス線CT検査装置による観察（簡易的な撮影条件に限る。）の項中「三、九九〇円」を「四、一一〇円」に改め、同款エックス線CT検査装置による観察（標準的な撮影条件の場合に限る。）の項中「七、九七〇円」を「八、二一〇円」に改め、同款エックス線CT検査装置による観察（高度な撮影条件の場合に限る。）の項中「一一、九六〇円」を「一二、三三〇円」に改め、同部電子顕微鏡試験の款走査電子顕微鏡測定の項中「六、七一〇円」を「七、四〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七七〇円」

に改め、同款電界放出型電子顕微鏡による観察の項中「七、二一〇円」を「八、一〇〇円」に改め、同款電界放出型電子顕微鏡による元素分析の項中「八、七六〇円」を「九、八五〇円」に改め、同款電子プローブマイクロアナライザによる像観察の項中「七、七七〇円」を「八、二五〇円」に改め、同款電子プローブマイクロアナライザによる定性分析（波長分散型分析）の項及び電子プローブマイクロアナライザによる面線定性分析（波長分散型分析）の項中「一一、九七〇円」を「一二、七一〇円」に改め、同款電子プローブマイクロアナライザによる定性分析（軟エックス線分析）の項中「二一、五一〇円」を「二二、八四〇円」に改め、同款分析機能付き電子顕微鏡による像観察の項中「三、九九〇円」を「四、三八〇円」に改め、同款分析機能付き電子顕微鏡による元素分析の項中「四、九八〇円」を「五、四六〇円」に改め、同部精密測定の款表面粗さ輪郭形状測定機による測定の中「九五〇円」を「一、〇五〇円」に改め、同款白色干渉方式表面形状測定機による測定の中「五、五四〇円」を「五、八八〇円」に改め、同款コンフォーカル顕微鏡による測定の中「一、七八〇円」を「一、九八〇円」に改め、同款全焦点3D表面形状測定機による測定の中「三、五二〇円」を「三、八八〇円」に改め、同款全焦点3D表面形状測定機によるつなぎ合わせ測定の中「七、〇四〇円」を「七、七七〇円」に改め、同款高精度測長機による測定の中「一、二九〇円」を「一、四二〇円」に改め、同款演算型ブロックゲージ検査装置による測定の中「一、六五〇円」を「一、八六〇円」に改め、同款三次元座標測定機による測定の中「七七〇円」を「八五〇円」に改め、同款三次元座標測定機によるスキヤニング測定の中「一、六九〇円」を「一、八五〇円」に改め、同款三次元座標測定機（画像プローブ）による測定の中「一、一三〇円」を「一、二四〇円」に改め、同款高精度三次元座標測定機による測定の中「一、五〇〇円」を「一、五九〇円」に改め、同款高精度三次元座標測定機（非接触プローブ）による測定の中「一、六九〇円」を「一、八〇〇円」に改め、同款高精度三次元座標測定機による歯車測定の中「三、九三〇円」を「四、一七〇円」に改め、同款多機能型三次元座標測定機による測定の中「一、一二〇円」を「一、二六〇円」に改め、同款多機能型三次元座標測定機によるスキヤニング測定の中「二、〇四〇円」を「二、二九〇円」に改め、同款多機能型三次元座標測定機（画像プローブ）による測定の中「一、四六〇円」を「一、六四〇円」に改め、同款多機能型三次元座標測定機（レーザープローブ）による測定の中「三、六四〇円」を「四、〇九〇円」に改め、同款画像式座標測定機による測定の中「一、二八〇円」を「一、三八〇円」に改め、同款真円度測定機による測定の中「一、四三〇円」を「一、五八〇円」に改め、同款レーザー干渉式平面度測定機による測定の中「三、〇一〇円」を「三、二〇〇円」に改める。

別表第二号ロの表デザインシステムシミュレーションの項中「一、六八〇円」を「一、七三〇円」に改める。

別表第二号ハの表研磨・宝飾に係る産業技術に関連する試作加工の款宝鉦石の一口切断の項中「四一〇円」を「四五〇円」に改め、同款硬脆材料の精密切断の項中「三七〇円」を「四二〇円」に改め、同款宝鉦石の外径研磨（センターレス研磨機によるものに限る。）の項中「六〇円」を「七〇円」に改め、同款宝鉦石の外径研磨（外径研磨機によるものに限る。）の項中「四一〇円以上一、三〇〇円」を「四五〇円以上一、四三〇円」に改め、同款研磨宝飾製品及びその材料のその他の加工の項中「二〇円以上九、二八〇円」を「一三〇円以上一〇、二四〇円」に改める。

別表第三号の表試験、分析、鑑定等の成績書又は証明書（和文）の項中「三五〇円」を「三九〇円」に改め、同表試験、分析、鑑定等の成績書又は証明書（英文）の項中「六六〇円」を「七三〇円」に改め、同表顕微鏡写真の項中「三、九二〇円」を「四、三二〇円」に改め、同表試験風景等のデジタル写真の項中「二〇〇円」を「二二〇円」に改める。

**附則**

この条例中第一条の規定は令和八年四月一日から、第二条の規定は令和九年四月一日から施行する。

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第十七号**

山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の一部改正）

**第一条** 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「八〇円」を「二七〇円」に、「一六〇円」を「五三〇円」に、「三三〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

（山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例の一部改正）

**第二条** 山梨県立こころの発達総合支援センター設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の表中「一、三二〇円」を「一、四四〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」に、「五、一七〇円」を「五、六四〇円」に改める。

（山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例の一部改正）  
**第三条** 山梨県立やまなし地域づくり交流センター設置及び管理条例（令和二年山梨県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「一、五六〇円」を「一、六九〇円」に、「二、〇八〇円」を「二、二五〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、六三〇円」に、「七八〇円」を「八四〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、二二〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、八〇〇円」に、「七五〇円」を「八一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇八〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、七〇〇円」に、「二五〇円」を「二六〇円」に、

「〇〇円」を「二二〇円」に、「五〇〇円」を「五四〇円」に、「二八

〇円」を「二二〇円」に、「二四〇円」を「二六〇円」に、「六〇〇円」を

「六六〇円」に、「三、〇七〇円」を「二、二四〇円」に、「二、七六〇円」を「二、九八〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、四六〇円」に改める。

別表第二号の表中「八〇〇円」を「八七〇円」に、「六、八〇〇円」を「

七、三五〇円」に改め、同表備考中「五、一〇〇円」を「五、五一〇円」に改める。

**附則**

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第十八号

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立リニア見学センター設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「四二〇円」を「四八〇円」に、「三四〇円」を「三八〇円」に、「三一〇円」を「三六〇円」に、「二五〇円」を「二八〇円」に、「二〇〇円」を「三〇〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に改める。

#### 附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第十九号

山梨県証明事務手数料条例等の一部を改正する条例

（山梨県証明事務手数料条例の一部改正）

**第一条** 山梨県証明事務手数料条例（昭和三十一年山梨県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「四百円」を「四百五十円」に、「二千円」を「二千五百円」に改める。

（山梨県行政財産使用料条例の一部改正）

**第二条** 山梨県行政財産使用料条例（昭和三十九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「四、四七〇円」を「五、〇四〇円」に、「五、九六〇円」を「六、七二〇円」に、「一七、八八〇円」を「二〇、一六〇円」に、「二、一三〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、八四〇円」を「三、二〇〇円」に、「八、五二〇円」を「九、六〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三八〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、八四〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、五二〇円」に改める。

別表第二第三号の表中「三〇〇円」を「三五〇円」に、「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に、「六〇〇円」を「七〇〇円」に、「一、五五〇円」を「一、七五〇円」に、「七五〇円」を「八五〇円」に改める。

（山梨県行政不服審査法施行条例の一部改正）

**第三条** 山梨県行政不服審査法施行条例（平成二十八年山梨県条例第十六号）の一部を

次のように改正する。

別表中「百十円」を「百二十円」に、「百二十円」を「百三十円」に改める。

（山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例の一部改正）

**第四条** 山梨県個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

別表中「七十円」を「百円」に、「百十円」を「百三十円」に改める。

#### 附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第二十号

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

（山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

**第一条** 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表中「一、三二〇円」を「一、四四〇円」に、「三九〇円」を「四三〇円」に改める。

（山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

**第二条** 山梨県立あけぼの医療福祉センター設置及び管理条例（昭和五十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条第四項の表中「三、八五〇円」を「四、二〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、四四〇円」に、「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」に、「五、一七〇円」を「五、六四〇円」に改める。

（山梨県化粧場等に関する法律施行条例の一部改正）

**第三条** 山梨県化粧場等に関する法律施行条例（昭和五十九年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二一、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に、「一四、〇〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「八、〇〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改める。

（山梨県興行場法施行条例の一部改正）

**第四条** 山梨県興行場法施行条例（昭和五十九年山梨県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「一万九千円」を「二万千円」に、「七千円」を「八千円」に改める。

(山梨県食品衛生法施行条例の一部改正)

第五条 山梨県食品衛生法施行条例(平成十二年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第四中「十五万円」を「十六万七千円」に、「九万円」を「十万円」に、「一万七千円」を「一万八千円」に、「一万円」を「一万千円」に、「一万千円」を「一万二千円」に、「二万三千円」を「二万五千円」に、「一万五千円」を「一万六千円」に、「三万円」を「三万二千円」に改める。

(山梨県クリーニング業法施行条例の一部改正)

第六条 山梨県クリーニング業法施行条例(平成十二年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「一万六千円」を「一万七千円」に、「七千円」を「九千円」に、「五千六百元」を「六千円」に、「二千九百元」を「三千二百円」に、「三千四百円」を「三千七百元」に改める。

(山梨県理容師法施行条例及び山梨県美容師法施行条例の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「一万六千円」を「一万七千円」に改める。

一 山梨県理容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十三号) 第七条第一項

二 山梨県美容師法施行条例(平成十二年山梨県条例第十四号) 第七条第一項

(山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第八条 山梨県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表二の項から六の項までの規定中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表七の項イ(1)中「十三万七千二百円」を「十五万四千四百円」に改め、同項イ(2)中「十二万七千二百円」を「十四万二千八百円」に改め、同項イ(3)中「七千三百円」を「八千二百円」に改め、同項ロ(1)中「八万九千四百円」を「十万四百円」に改め、同項ロ(2)及びハ中「五万八千九百円」を「六万六千四百円」に改め、同表八の項イ(1)中「十二万六千四百円」を「十三万五千四百円」に改め、同項イ(2)中「十一万八千八百円」を「十二万五千六百円」に改め、同項イ(3)中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同項ロ(1)中「七万九千円」を「八万九千円」に改め、同項ロ(2)及びハ中「五万二千六百円」を「五万九千九百円」に改め、同表九の項イ(1)中「八万七千円」を「九万八千円」に改め、同項イ(2)中「六万九千四百円」を「七万七千九百円」に改め、同項イ(3)中「四万六千円」を「五万二千円」に改

め、同項イ(4)中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同項ロ(1)中「四万九千九百円」を「四万七千七百円」に改め、同項ロ(2)中「三万四千八百円」を「三万九千九百円」に改め、同項ロ(3)中「二万五千四百円」を「二万八千五百円」に改め、同項ハ(1)中「三万四千八百円」を「三万九千九百円」に改め、同項ハ(2)中「二万五千四百円」を「二万八千五百円」に改め、同表十の項イ(1)中「五万八千七百円」を「六万五千九百円」に改め、同項イ(2)中「四万七千六百円」を「五万三千五百円」に改め、同項イ(3)中「三万三千元」を「三万七千円」に改め、同項イ(4)中「五千六百円」を「六千三百円」に改め、同項ロ(1)中「二万六千二百円」を「二万九千四百円」に改め、同項ロ(2)中「二万三千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同項ロ(3)中「二万四百円」を「二万二千九百円」に改め、同項ハ(1)中「二万三千七百円」を「二万六千六百円」に改め、同項ハ(2)中「二万四百円」を「二万二千九百円」に改め、同表十一の項イ(1)中「七万四千五百円」を「八万三千七百円」に改め、同項イ(2)中「五万六千九百円」を「六万三千九百円」に改め、同項イ(3)中「三万三千六百円」を「三万七千七百円」に改め、同項ロ(1)中「三万九千八百円」を「四万四千七百円」に改め、同項ロ(2)中「三万二千七百円」を「三万六千七百円」に改め、同項ハ(2)中「二万五千四百円」を「二万八千五百円」に改め、同表十二の項中「四万六千円」を「五万五千元」に改め、同表十三の項中「三万三千元」を「三万六千円」に改め、同表十四の項イ(1)中「十九万五千二百円」を「二十一万九千二百円」に改め、同項イ(2)中「三万四千五百円」を「三万八千七百円」に改め、同項イ(3)中「九十円」を「百円」に改め、同項イ(4)中「六万九千三百円」を「七万七千八百円」に改め、同項ロ中「三万四千円」を「三万八千円」に改め、同表十五の項イ(1)中「九万三千六百円」を「十万五千九百円」に改め、同項イ(2)中「二万三百円」を「二万二千八百円」に改め、同項イ(3)中「九十円」を「百円」に改め、同項イ(4)中「三万九百円」を「三万三千八百円」に改め、同項ロ中「二万三百円」を「二万二千八百円」に改め、同表十六の項イ(1)中「七万三千三百円」を「八万二千四百円」に改め、同項イ(2)中「四万九千円」を「五万五千円」に改め、同項イ(3)中「四万九千円」を「五万五千円」に改め、同項イ(3)中「二万四千円」を「二万七千円」に改め、同項イ(4)中「二万四千八百円」を「二万六千八百円」に改め、同項イ(5)中「二万四千円」を「二万七千円」に改め、同項ロ(1)中「七万三千三百円」を「八万二千四百円」に改め、同項ロ(2)中「四万九千円」を「五万五千円」に改め、同項ロ(3)中「二万四千円」を「二万七千円」に改め、同項ロ(4)中「二万四千八百円」を「二万六千八百円」に改め、同項ロ(5)中「二万四千円」を「二万七千円」に改め、同表十七の項イ(1)中「十六万円」を「十八万円」に改め、同項イ(2)中「十一万円」を「十二万円」に改め、同項イ(3)中「六万円」を「六万七千円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項イ(4)中「五万

九千五百円」を「六万四千三百円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項イ(5)中「六万円」を「六万七千円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項ロ(1)中「十六万円」を「十八万円」に改め、同項ロ(2)中「十一万円」を「十二万円」に改め、同項ロ(3)中「六万円」を「六万七千円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項ロ(4)中「五万九千五百円」を「六万四千三百円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項ロ(5)中「六万円」を「六万七千円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同表十八の項イ(1)中「十四万六千七百円」を「十五万八千六百円」に、「三千八百円」を「四千四百円」に、「一万円」を「一万千円」に改め、同項イ(2)中「九万八千七百円」を「十万六千七百円」に、「二千三百円」を「二千五百円」に、「一万円」を「一万千円」に改め、同項イ(3)中「四万九千四百円」を「五万三千四百円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項イ(4)中「四万九千四百円」を「五万三千四百円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項イ(5)中「十四万六千七百円」を「十五万八千六百円」に、「三千八百円」を「四千四百円」に、「一万円」を「一万千円」に改め、同項ロ(2)中「九万八千七百円」を「十万六千七百円」に、「二千三百円」を「二千五百円」に、「一万円」を「一万千円」に改め、同項ロ(3)中「四万九千四百円」を「五万三千四百円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項ロ(4)中「四万九千四百円」を「五万三千四百円」に、「六百元」を「七百元」に改め、同項ロ(5)中「十三万七千二百円」を「十五万四千四百円」に改め、同項イ(2)中「十一万八千八百円」を「十二万五千六百円」に改め、同項イ(3)中「七万九千円」を「八万九千円」に改め、同項ロ中「十一万八千八百円」を「十二万五千七百円」に改め、同表二十一の項中「三万七千七百円」を「四万二千四百円」に改め、同表二十二の項中「二万七千三百円」を「三万七百元」に改め、同表二十三の項中「十三万七千二百円」を「十五万四千二百円」に改め、同表二十四の項中「十二万六百元」を「十三万五千六百円」に改め、同表二十五の項中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表二十六の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表二十七の項中「七千五百円」を「七千八百円」に改め、同表二十八の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表二十九の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表三十の項中「一万四千円」を「一万六千円」に改め、同表三十一の項中「七千六百元」を「八千六百元」に改め、同表三十二の項中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表三十三の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表三十四の項中「六万九千四百円」を「七万六千二百円」に改め、同表三十五の項中「四万七千六百円」を「五万二千三百円」に改め、同表三十六の項中「一万七千五百円」を「一万九千二百円」の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表三十九の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十二の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十三の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十四の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十五の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十六の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十七の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十八の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十九の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十二の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十三の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十四の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十五の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十六の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十七の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十八の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十九の項中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表六十の項中「三千円」を「三千四百円」に改める。

千四百円」を「七万六千二百円」に改め、同表三十六の項中「一万七千五百円」を「一万九千二百円」に改め、同表三十七の項中「二万九千円」を「三万二千円」に改め、同表三十八の項中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同表三十九の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十二の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十三の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十四の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十五の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十六の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十七の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表四十八の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表四十九の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十一の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十二の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十三の項中「二千円」を「二千二百円」に改め、同表五十四の項中「二千九百元」を「三千二百円」に改め、同表五十五の項中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表六十の項中「三千円」を「三千四百円」に改める。

(山梨県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

**第九条** 山梨県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年山梨県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「一万五千元」を「一万七千元」に、「一万円」を「一万二千円」に、「一万八千元」を「二万円」に、「二千円」を「二千三百円」に、「四百円」を「四百七十円」に改める。

第二十六条中「三千二百円」を「五千七百円」に改める。

**附則**  
この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例等の一部を改正する条例

(山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の一部改正)

**第一条** 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(昭和四十八年山梨県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「第二十四条関係」を「第二十六条関係」に改め、同表第一号の表中「四〇〇、〇〇〇円」を「四四〇、〇〇〇円」に、「五〇〇、〇〇〇円」を「五五〇、〇〇〇円」に、「六〇〇、〇〇〇円」を「六五〇、〇〇〇円」に、「七〇〇、〇〇〇円」を「七六〇、〇〇〇円」に、「八〇〇、〇〇〇円」を「八七〇、〇〇〇円」に改める。

(山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例の一部改正)

**第二条** 山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例(昭和五十四年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「五〇円」を「六〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に、「六三〇円」を「六九〇円」に、「七七〇円」を「八四〇円」に、「八九〇円」を「九八〇円」に改める。

(山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

**第三条** 山梨県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年山梨県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「三万百円」を「三万五千百円」に改める。

**附則**

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第二十二号**

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部改正)

**第一条** 山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(昭和四十七年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。  
別表第二中「三八〇円」を「四九〇円」に、「一六〇円」を「二一〇円」に改め

る。

(山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例の一部改正)

**第二条** 山梨県ジュエリーマスター認定試験手数料条例(平成元年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「三、〇〇〇円」を「三、三〇〇円」に、「六、一〇〇円」を「六、六〇〇円」に改める。

(山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例の一部改正)

**第三条** 山梨県立産業展示交流館設置及び管理条例(平成六年山梨県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「七九、二〇〇円」を「八九、一〇〇円」に、「五二、八〇〇円」を「五九、四〇〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二九、七〇〇円」に、「四、八四〇円」を「五、三六〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「二、一四〇円」を「二、四一〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「二三、一〇〇円」を「二六、四〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一七、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「八、八〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二三、一〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一五、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「一、六五〇円」を「一、九八〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、三三〇円」に、「五五〇円」を「六六〇円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、三三〇円」に、「八、八〇〇円」を「九、八六〇円」に、「五、五〇〇円」を「六、一六〇円」に改める。

別表第二中「一一〇円」を「一二〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、三四〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、九三〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「六〇円」を「七〇円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二三〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に、「五、五〇〇円」を「六、一六〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇八〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、七〇〇円」に、「一、六五〇円」を「一、八五〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四六〇円」に改める。

(山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例の一部改正)

**第四条** 山梨県立産業技術短期大学設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に改める。

別表第二中「三八〇円」を「四九〇円」に、「一六〇円」を「二一〇円」に改め

る。

(山梨県計量法関係手数料等に関する条例の一部改正)  
第五條 山梨県計量法関係手数料等に関する条例(平成十二年山梨県条例第十八号)の  
一部を次のように改正する。

別表一の項1イ(1)イ中「千五十円」を「千五百円」に、「千二百五十円」を「千三百五十円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に、「二千五十円」を「二千二百五十円」に、「二千三百五十円」を「二千五百五十円」に改め、同項1イ(1)ロ中「百円」を「百十円」に、「百九十円」を「二百十円」に改め、同項1イ(1)ハ中「一百五十円」を「一百六十円」に、「百九十円」を「二百十円」に、「二百五十円」を「二百七十円」に、「三百四十円」を「三百七十円」に、「五百二十円」を「五百七十円」に、「一九百円」を「一九百九十円」に、「千五百五十円」を「千七百円」に、「二千四百五十円」を「二千七百円」に、「六千五百五十円」を「六千七百五十円」に、「七千七百五十円」を「八千五百円」に、「一万四千四百円」を「一万二千五百円」に、「一万四千五百五十円」を「一万五千五百円」に、「一万八千九百円」を「二万七千七百円」に、「二万三千三百円」を「三万七千八百円」に改め、同項1イ(2)中「二百二十円」を「二百四十円」に改め、同項1イ(3)中「一九十円」を「一百円」に、「二百九十円」を「三百二十円」に改め、同項1ロ(1)中「五十円」を「六十円」に、「九十円」を「百円」に、「百四十円」を「百五十円」に、「百六十円」を「百八十円」に改め、同項1ロ(3)中「九十円」を「百円」に改め、同項1ハ中「二千四百円」を「二千六百五十円」に改め、同項1ニ(1)中「八十円」を「九十円」に、「百七十円」を「百九十円」に、「千二百円」を「千三百円」に、「千六百五十円」を「千八百円」に改め、同項1ニ(2)中「二百円」を「二百二十円」に改め、同項1ニ(3)イ中「五百九十円」を「六百五十円」に改め、同項1ニ(3)ロ中「千五百五十円」を「千七百円」に改め、同項1ニ(3)ハ中「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同項1ニ(4)中「六千四百円」を「七千円」に改め、同項1ニ(5)中「一百円」を「一百十円」に、「二百二十円」を「二百四十円」に、「五百九十円」を「六百五十円」に、「九百六十円」を「千五十円」に、「二千三百円」を「二千五百円」に、「五千五百円」を「六千円」に改め、同項1ニ(6)中「二千百円」を「二千三百円」に、「四千円」を「四千四百円」に改め、同項1ホ(1)中「千五十円」を「千五百五十円」に改め、同項1ホ(2)中「七十円」を「八十円」に改め、同項1ヘ(1)中「九十円」を「百円」に、「四百五十円」を「四百九十円」に、「九百三十円」を「千円」に改め、同項1ヘ(2)中「百五十円」を「百六十円」に改め、同項1ト中「千二百五十円」を「千三百五十円」に改め、同項1チ中「七十円」を「八十円」に改め、同項1リ(1)中「九百九十円」を「千百円」に改め、同項1リ(2)中「七十円」を「八十円」に改め、同項2イ(1)中「一百七十円

一」を「一百九十円」に、「二百円」を「二百二十円」に、「二百七十円」を「三百円」に、「三百六十円」を「三百九十円」に、「五百六十円」を「六百十円」に、「千円」を「千百円」に、「千七百円」を「千八百五十円」に、「二千九百円」を「三千百五十円」に、「六千六百円」を「七千二百円」に、「八千四百円」を「九千二百円」に、「一万二千四百円」を「一万三千六百円」に、「一万五千二百円」を「一万六千六百円」に、「一万九千九百円」を「二万八千八百円」に、「二万二千四百円」を「二万四千五百円」に、「三万八千九百円」を「四万二千六百円」に改め、同項2イ(2)中「二百三十円」を「二百五十円」に改め、同項2イ(3)中「一百円」を「一百十円」に、「三百円」を「三百三十円」に改め、同項2ロ(1)中「六十円」を「七十円」に、「百十円」を「百二十円」に、「百四十円」を「百五十円」に、「百八十円」を「二百円」に改め、同項2ハ中「二千七百五十円」を「三千円」に改め、同項2ニ中「二千二百五十円」を「二千四百五十円」に、「四千二百円」を「四千六百円」に改め、同項2ホ(1)中「千百円」を「千二百円」に改め、同項2ホ(2)中「八十円」を「九十円」に改め、同項2ヘ中「百五十円」を「百六十円」に改め、同項2ト中「八十円」を「九十円」に改め、同項2チ(1)中「千五十円」を「千五百五十円」に改め、同項2チ(2)中「八十円」を「九十円」に改め、同項3イ中「五百三十円」を「五百八十円」に改め、同項3ロ(1)中「九百八十円」を「千五十円」に改め、同項3ロ(2)中「五百三十円」を「五百八十円」に、「九百二十円」を「千円」に、「一千五百円」を「一千六百五十円」に、「二千七百円」を「二千九百五十円」に、「六千三百円」を「六千九百円」に、「八千二百円」を「八千九百五十円」に、「一万九百円」を「一万三千円」に、「一万四千九百円」を「一万六千三百円」に、「一万九千三百円」を「二万千円」に、「二万五千五百円」を「二万三千五百円」に、「三万八千三百円」を「四万九百円」に改め、同項3ロ(3)中「百十円」を「百二十円」に、「二百円」を「二百二十円」に改め、同項3ロ(4)中「九百三十円」を「千円」に改め、同項3ハ中「百六十円」を「百八十円」に、「千百五十円」を「千二百五十円」に、「千五百五十円」を「千七百円」に改め、同項3ニ(1)中「千六百円」を「千七百五十円」に、「二千百円」を「二千三百円」に改め、同項3ニ(2)中「二千六百円」を「二千八百五十円」に、「三千四百円」を「三千七百円」に改め、同項3ホ中「六千三百円」を「六千九百円」に改め、同項3ヘ(1)中「百二十円」を「百三十円」に、「百八十円」を「二百円」に、「三百三十円」を「三百六十円」に、「六百十円」を「六百七十円」に改め、同項3ヘ(2)中「四百四十円」を「四百八十円」に、「八百七十円」を「九百五十円」に、「千九百五十円」を「二千百五十円」に、「三千七百円」を「四千五十円」に、「五千百円」を「五千六百円」に、「九千六百円」を「一万五百円」に改め、同項3ト中「九十円」を「百円」に、「四

百七十円」を「五百十円」に、「千円」を「千円」に改め、同表二の項中「七百円」を「七百七十円」に改め、同表三の項中「十六万二千六百円」を「十七万七千九百円」に改め、同表四の項イ中「千四百円」を「千五百五十円」に、「千八百円」を「千九百五十円」に、「二千二百円」を「二千四百円」に、「三千百円」を「三千四百円」に改め、同項ロ中「二百五十円」を「二百七十円」に改め、同項ハ中「一百五十円」を「一百五十円」に、「一九百円」を「一九百九十円」に、「千五百円」を「千六百五十円」に、「二千百円」を「二千三百円」に、「三千七百円」を「四千五百円」に、「六千九百円」を「七千五百五十円」に、「一万七千七百円」を「一万七千七百円」に、「一万五千円」を「一万六千四百円」に、「一万九千九百円」を「一万九千九百円」に、「二万六千六百円」を「二万三千六百円」に、「二万九千八百円」を「三万二千六百円」に、「五万二千二百円」を「五万六千円」に改め、同項3中「二千五百円」を「二千七百五十円」に改め、同表五の項中「四十二万六千三百円」を「四十六万六千四百円」に改め、同表六の項1中「一万三千四百円」を「一万四千七百円」に改め、同項2イ中「四千九百円」を「五千三百五十円」に改め、同項2ロ中「三千三百五十円」を「三千六百五十円」に、「五千三百円」を「五千八百円」に、「七千八百円」を「八千五百五十円」に、「一万五百円」を「一万五千五百円」に、「一万四千元」を「一万五千三百円」に、「六千九百円」を「七千五百円」に改め、同項2ハ中「七千九百円」を「八千六百五十円」に改め、同項2ニ(1)中「三千二百円」を「三千五百円」に、「七千九百円」を「八千六百五十円」に改め、同項2ニ(2)中「六百四十円」を「七百円」に、「七百八十円」を「八百五十円」に、「八千八百円」を「九千六百五十円」に改め、同項2ニ(3)中「四百八十円」を「五百三十円」に、「六百五十円」を「七百十円」に、「七千百円」を「七千七百五十円」に改め、同項3中「四千二百五十円」を「四千六百五十円」に改め、同項4イ中「一万八千四百円」を「二万百円」に改め、同項4ロ中「一万三千六百円」を「一万四千九百円」に、「三万四千元」を「三万七千二百円」に改め、同表七の項中「五万三千八百円」を「五万八千九百円」に改め、同表八の項中「千七百五十円」を「千九百円」に改め、同表九の項1中「七百六十円」を「八百三十円」に改め、同項2中「三百七十円」を「四百十円」に改め、同表十の項2イ中「二万二千七百円」を「二万四千八百円」に改め、同項2ロ中「三万七千三百円」を「四万八千円」に改め、同項3中「三万二千四百円」を「三万五千四百円」に改め、同項4中「九万三千三百円」を「十万九千九百円」に、「十二万三千五百円」を「十三万五千五百円」に、「九万二千七百円」を「十万千四百円」に、「十万三千七百円」を「十一万三千四百円」に、「九万八千二百円」を「十万七千四百円」に、「十一万三千五百円」を「十二万四千二百円」に、「九万九千九百円」を「十万八千四百円」に、「十万五千七百円」を「十一万

五千六百円」に、「二万五千三百円」を「二万七千七百円」に、「五万九百円」を「五万五千七百円」に、「二万二千五百円」を「二万四千二百円」に改め、同表十一の項中「二千五百五十円」を「二千八百円」に改め、同表十二の項中「七千四百円」を「八千百円」に改め、同表十三の項イ中「三千二百円」を「三千五百円」に、「七千九百円」を「八千六百五十円」に改め、同項ロ中「六百四十円」を「七百円」に、「七百八十円」を「八百五十円」に、「八千八百円」を「九千六百五十円」に改め、同項ハ中「四百八十円」を「五百三十円」に、「六百五十円」を「七百十円」に、「七千百円」を「七千七百五十円」に改める。

(山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例の一部改正)

**第六条** 山梨県立中小企業人材開発センター設置及び管理条例(平成二十二年山梨県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二、六七〇円」を「二、九七〇円」に、「三、五三〇円」を「三、九三〇円」に、「四、三七〇円」を「四、八六〇円」に、「一〇、五七〇円」を「一一、七六〇円」に、「一、八二〇円」を「二、〇三〇円」に、「二、三五〇円」を「二、六二〇円」に、「二、八九〇円」を「三、二二〇円」に、「七、〇六〇円」を「七、八七〇円」に、「二、四六〇円」を「二、七四〇円」に、「三、二一〇円」を「三、五七〇円」に、「三、九六〇円」を「四、四一〇円」に、「九、六三〇円」を「一〇、七二〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、二二〇円」を「九、一五〇円」に、「一〇、二六〇円」を「一一、四二〇円」に、「二四、六八〇円」を「二七、四七〇円」に、「二、五六〇円」を「二、八五〇円」に、「三、四二〇円」を「三、八一〇円」に、「四、二七〇円」を「四、七五〇円」に、「一〇、二五〇円」を「一一、四一〇円」に、「一、二八〇円」を「一、四三〇円」に、「一、七一〇円」を「一、九〇〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三八〇円」に、「五、一三〇円」を「五、七一〇円」に改める。

別表第二号の表中「一、六〇〇円」を「一、七八〇円」に改める。

**附則**

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第二十三号**

山梨県立美術館設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立美術館設置及び管理条例の一部改正)

**第一条** 山梨県立美術館設置及び管理条例（昭和五十三年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「五二〇円」を「五七〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に、「二七〇円」を「二九〇円」に改める。

別表第一第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「四四〇円」を「四九〇円」に改める。

別表第一第三号の表中「三、一四〇円」を「三、三九〇円」に、「一、五七〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

別表第二中「八二〇円」を「八九〇円」に、「二二〇円」を「二九〇円」に、「三、五二〇円」を「三、八四〇円」に、「四九〇円」を「五三〇円」に、「七、〇九〇円」を「七、七三〇円」に改める。

別表第三中「六、一六〇円」を「六、九三〇円」に、「五、二三〇円」を「五、八八〇円」に、「一、三二〇円」を「一、四九〇円」に、「一、四九〇円」を「一、六七〇円」に、「二、八一〇円」を「三、一六〇円」に、「二、五六〇円」を「二、八八〇円」に、「二、八七〇円」を「三、二〇〇円」に、「五、四三〇円」を「六、〇九〇円」に、「一、三三〇円」を「一、五〇〇円」に、「二、八二〇円」を「三、一七〇円」に、「二、七七〇円」を「三、一二〇円」に、「三、一〇〇円」を「三、四七〇円」に、「五、八七〇円」を「六、五九〇円」に、「三、一六〇円」を「三、五六〇円」に、「三、五四〇円」を「三、九七〇円」に、「六、七〇〇円」を「七、五三〇円」に改める。

（山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例の一部改正）

**第二条** 山梨県立県民文化ホール設置及び管理条例（昭和五十七年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

三〇、四七〇円 (三六、四一〇円)	八九、八七〇円 (一〇七、一四〇円)	一〇七、一四〇円 (一二六、九四〇円)
二一、七八〇円 (二五、八五〇円)	二五、八五〇円 (三〇、四七〇円)	三六、四一〇円 (四三、六七〇円)
二、八六〇円 (三、四一〇円)	五、八三〇円 (七、二六〇円)	六、三八〇円 (七、九二〇円)

別表第一中

一、四三〇円 (一、六五〇円)	二、八六〇円 (三、四一〇円)	三、一九〇円 (三、七四〇円)
七、二六〇円 (八、五八〇円)	一三、二〇〇円 (二五、八四〇円)	一五、八四〇円 (二九、一四〇円)
一、五四〇円 (一、八七〇円)	二、八六〇円 (三、四一〇円)	三、四一〇円 (四、〇七〇円)
一、二一〇円 (一、三三〇円)	一、六五〇円 (一、九八〇円)	二、〇九〇円 (二、六四〇円)
九、二四〇円 (一一、二二〇円)	一七、一六〇円 (二〇、四六〇円)	二〇、四六〇円 (二四、五三〇円)

二二六、八一〇円 (二六〇、四八〇円)	三三三、二一〇円 (三九、六九〇円)	九七、九六〇円 (二一六、七八〇円)
七九、四二〇円 (九五、二六〇円)	一三三、七四〇円 (二八、一八〇円)	二八、一八〇円 (三三、二一〇円)
一四、五二〇円 (二七、一六〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	六、三六〇円 (七、九一〇円)
七、二六〇円 (八、五八〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)
三六、四一〇円 (四三、六七〇円)	七、九一〇円 (九、三五〇円)	一四、三九〇円 (一七、二七〇円)

円	七、二六〇円
円	(八、五八〇円)
円	四、四〇〇円
円	(五、一七〇円)
円	四、四〇〇円
円	(五、一七〇円)
円	四四、九九〇円
円	(五三、五七〇円)

円	一、六八〇円	三、一二〇
円	(二、〇四〇円)	(三、七二〇円)
円	一、三三〇円	一、八〇〇
円	(一、四四〇円)	(二、一六〇円)
円	一、三三〇円	一、八〇〇
円	(一、四四〇円)	(二、一六〇円)
円	一〇、〇七〇円	一八、七〇〇
円	(一一、二三〇円)	(三二、三〇〇円)

円	一一六、七八〇円	二二六、三三〇円
円	(一三八、三七〇円)	(二八三、九二〇円)
円	三九、六九〇円	八六、五七〇円
円	(四七、六〇〇円)	(一〇三、八三〇円)
円	六、九五〇円	一五、八三〇円
円	(八、六三〇円)	(二八、七〇〇円)
円	三、四八〇円	七、九一〇円
円	(四、〇八〇円)	(九、三五〇円)
円	一七、二七〇円	三九、六九〇円
円	(二〇、八六〇円)	(四七、六〇〇円)
円	三、七二〇円	七、九一〇円
円	(四、四四〇円)	(九、三五〇円)
円	二、二八〇円	四、八〇〇円

に改める。

別表第二中

円	二〇、四六〇円	五九、五一〇円	七二、三九
円	(二三、一〇〇円)	(七一、三九〇円)	(八四、五九〇)
円	一四、五二〇円	一七、一六〇円	二三、一〇
円	(一七、一六〇円)	(二〇、四六〇円)	(二七、七二〇)
円	一、八七〇円	三、七四〇円	四、四〇
円	(二、〇九〇円)	(四、五一〇円)	(五、一七〇)
円	九九〇円	一、八七〇円	一、九八
円	(一、一〇〇円)	(二、〇九〇円)	(二、四二〇)
円	四、七三〇円	八、五八〇円	一〇、五六
円	(五、七二〇円)	(一〇、五六〇円)	(一二、六五〇)
円	一、一〇〇円	一、八七〇円	二、四二
円	(一、二二〇円)	(二、〇九〇円)	(二、七五〇)
円	七七〇円	一、二二〇円	一、四三
円	(九九〇円)	(一、三三〇円)	(一、六五〇)
円	七七〇円	一、二二〇円	一、四三
円	(九九〇円)	(一、三三〇円)	(一、六五〇)
円	七七〇円	一、二二〇円	一、四三
円	(九九〇円)	(一、三三〇円)	(一、六五〇)

円	(二、八八〇円)	(五、六四〇円)
円	二、二八〇円	四、八〇〇円
円	(二、八八〇円)	(五、六四〇円)
円	二二、三〇〇円	四九、〇四〇円
円	(二六、七四〇円)	(五八、三九〇円)

六、一六〇円 (七、二六〇円)	一一、二二〇円 (一三、二〇〇円)	一三、九七 (二六、五〇〇)
--------------------	----------------------	-------------------

〇円 (一四五、四二〇円)	〇円 (一七四、五七〇円)	〇円 (五二、二五〇円)	〇円 (六二、一五〇円)	〇円 (九、二四〇円)	〇円 (一一、二二〇円)	〇円 (四、七三〇円)	〇円 (五、七二〇円)	〇円 (二九、〇四〇円)	〇円 (二、三、七六〇円)	〇円 (四、八四〇円)	〇円 (五、八三〇円)	〇円 (二、八六〇円)	〇円 (三、四一〇円)	〇円 (二、八六〇円)	〇円 (三、四一〇円)	〇円 (二、八六〇円)	〇円 (二、八六〇円)	〇円 (二、八六〇円)	〇円 (二、八六〇円)	〇円 (二、八六〇円)
------------------	------------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------	----------------	----------------	-----------------	------------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

を

二二、三〇〇円 (二五、一八〇円)	一五、八三〇円 (二八、七〇〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	一、〇八〇円 (一、二〇〇円)	五、一六〇円 (六、二四〇円)	一、二〇〇円 (一、三二〇円)	八四〇円 (一、〇八〇円)	八四〇円 (一、〇八〇円)	一、三三〇円 (一、四四〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	九、三五〇円 (一一、五一〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	一、三三〇円 (一、四四〇円)	一、三三〇円 (一、四四〇円)	六、七一〇円 (七、九一〇円)	一八、七〇〇円 (二二、三〇〇円)	四、〇八〇円 (四、九二〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)	二、〇四〇円 (二、二八〇円)
----------------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	------------------	------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	----------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

七七、八二〇円 (九二、二〇〇円)	二五、一八〇円 (三〇、二二〇円)	四、八〇〇円 (五、六四〇円)	二、一六〇円 (二、六四〇円)	一一、五一〇円 (一三、七九〇円)	二、六四〇円 (三、〇〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)	一、五六〇円 (一、八〇〇円)
一五八、五一〇円 (一九〇、二八〇円)	五六、九五〇円 (六七、七四〇円)	一〇、〇七〇円 (一二、二三〇円)	五、一六〇円 (六、二四〇円)	二五、九〇〇円 (三一、六五〇円)	五、二八〇円 (六、三六〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)	三、一二〇円 (三、七二〇円)

に改める。

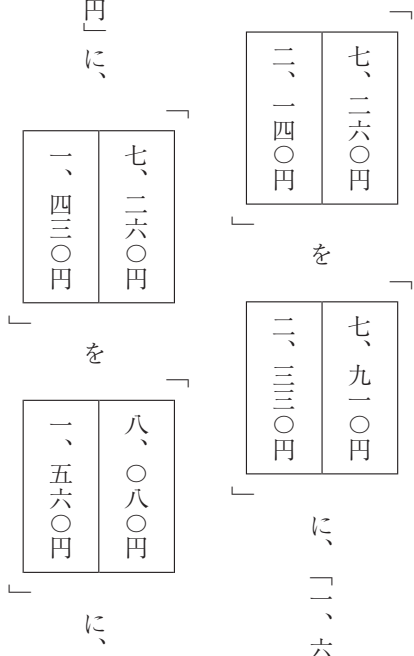
別表第三第一号の表中「一一、九〇〇円」を「一二、九七〇円」に、「七、二六〇円」を「七、九一〇円」に、「二、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「一四、五二〇円」を「一五、八三〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、七六〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「二、五〇〇円」を「一六〇円」に、「七二〇円」を「七七〇円」に、「一三〇円」を「一四〇円」に改める。

円」に改める。

別表第三第二号の表中「四七〇円」を「五一〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「一、一八〇円」を「一、二九〇円」に、「三〇〇円」を「三三〇円」に、「五、八三〇円」を「六、三六〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三三〇円」に、「一、六六〇円」を「一、八一〇円」に、「三、五七〇円」を「三、八九〇円」に、「一、一五〇円」を「一、六〇〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に改める。

別表第三第三号の表中「四、四〇〇円」を「四、八〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「七、一〇〇円」を「七、七〇〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三三〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に改める。

別表第三第四号の表中



「七一〇円」を「七七〇円」に改める。

別表第三第五号の表中「一五〇円」を「一六〇円」に、「三五〇円」を「三八〇円」に改める。

別表第三第六号の表中「一四、五二〇円」を「一五、八三〇円」に、「八、五六〇円」を「九、三三〇円」に、「五、八三〇円」を「六、三六〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「九五〇円」を「一、〇四〇円」に改める。

(山梨県立考古博物館設置及び管理条例の一部改正)

**第三条** 山梨県立考古博物館設置及び管理条例(昭和五十七年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「二二〇円」を「二六〇円」に、「一七〇円」を「二〇〇円」に

改める。

別表第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に改める。

別表第三号の表中「一、三六〇円」を「一、五〇〇円」に改める。

(山梨県立射撃場設置及び管理条例の一部改正)

**第四条** 山梨県立射撃場設置及び管理条例(昭和五十九年山梨県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表中「六六〇円」を「七二〇円」に、「六、五四〇円」を「七、一三〇円」に、「九三〇円」を「一、〇一〇円」に、「一三、〇九〇円」を「一四、二七〇円」に改める。

(山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正)

**第五条** 山梨県立文学館設置及び管理条例(平成元年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「三三〇円」を「三八〇円」に、「二六〇円」を「三〇〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に改める。

別表第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「四四〇円」を「四九〇円」に改める。

別表第三号の表中「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「七九〇円」を「八五〇円」に改める。

別表第二中「二二〇円」を「二八〇円」に、「三、一九〇円」を「三、四八〇円」に、「四九〇円」を「六三〇円」に、「六、二七〇円」を「六、八三〇円」に改める。

別表第三第一号の表中「一、二三〇円」を「一、三八〇円」に、「一、四四〇円」を「一、六一〇円」に、「三、九二〇円」を「四、四一〇円」に、「一〇、六九〇円」を「一一、〇三〇円」に、「一一、八八〇円」を「一二、九五〇円」に、「三二、三五〇円」を「三六、三九〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「三四〇円」を「三八〇円」に、「六三〇円」を「七一〇円」に、「二八〇円」を「三二〇円」に、「一、二五〇円」を「一、四〇〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「二四〇円」を「二七〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「五〇〇円」を「五六〇円」に改め、同号ロの表中「三四〇円」を「三八〇円」に、「八五〇円」を「九五〇円」に、「一、一九〇円」を「一、三三〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「五〇〇円」を「五六〇円」に改める。

(山梨県立飯田野球場設置及び管理条例の一部改正)  
**第六条** 山梨県立飯田野球場設置及び管理条例(平成十四年山梨県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「六〇〇円」を「六七〇円」に、「一、九二〇円」を「二、一五〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、三八〇円」に、「四、三一〇円」を「四、八三〇円」に、「二九〇円」を「三三〇円」に、「九五〇円」を「一、〇六〇円」に、「一、五一〇円」を「一、六九〇円」に、「二、一五〇円」を「二、四一〇円」に改める。

(山梨県立博物館設置及び管理条例の一部改正)

**第七条** 山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一号の表中「五二〇円」を「五八〇円」に、「四二〇円」を「四七〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に、「二七〇円」を「一九〇円」に改める。

別表第一二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「四四〇円」を「四九〇円」に改める。

別表第一三号の表中「二、一〇〇円」を「二、三七〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一九〇円」に改める。

別表第二中「四九〇円」を「五五〇円」に、「六、二七〇円」を「七、〇四〇円」に改める。

別表第三中「四七〇円」を「五三〇円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に、「二〇円」を「一四〇円」に改める。

(山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例の一部改正)

**第八条** 山梨県立美術館等の観覧等の特例に関する条例(平成十九年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表中「五、二四〇円」を「五、九七〇円」に、「二、六二〇円」を「二、九九〇円」に改める。

(山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例の一部改正)

**第九条** 山梨県立富士北麓駐車場設置及び管理条例(平成二十三年山梨県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中  
一、〇〇〇円を超えない範囲内において駐車場の利用の状況を勘案  
を  
に改め

して知事が定める額  
一、五〇〇円

別表第三中  
六〇〇円  
を  
六七三元  
に、「一四、六〇〇円」を「一六

、二五五円」に、「一一円」を「一二円」に、「八円」を「九円」に改め、同表備考中「四四円」を「四九円」に改める。

(山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例の一部改正)

**第十条** 山梨県立富士山世界遺産センター設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

別表中「四二〇円」を「四六〇円」に、「三四〇円」を「三八〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に改める。

(山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例の一部改正)

**第十一条** 山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例(令和六年山梨県条例第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イ(1)の表中「九一〇円」を「九四〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「二、五三〇円」を「二、六一〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、二二〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、八〇〇円」に、「三、一九〇円」を「三、二九〇円」に、「四五〇円」を「四六〇円」に、「五五〇円」を「五七〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二五〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、四〇〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五九〇円」に改め、同表備考4中「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に改め、同号イ(2)の表中「二八〇円」を「二九〇円」に改め、同表備考2中「一、一三〇円」を「一、一六〇円」に改め、同号ロの表中「四一〇円」を「四二〇円」に改める。

**附則**  
この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

**山梨県条例第二十四号**

山梨県家畜保健衛生所手数料条例等の一部を改正する条例

(山梨県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正)

**第一条** 山梨県家畜保健衛生所手数料条例(昭和二十五年山梨県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「四六〇円」を「五〇〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二六〇円」を「二八〇円」に改める。

別表第二号中「一円八二銭」を「一円九八銭」に改め、同表第三号中「二九、〇〇円」を「三二、〇〇円」に改める。

(山梨県種畜検査保護条例の一部改正)

**第二条** 山梨県種畜検査保護条例(昭和三十六年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「六百五十円」を「七百十円」に改める。

(山梨県総合農業技術センター手数料条例の一部改正)

**第三条** 山梨県総合農業技術センター手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「五九〇円」を「六四〇円」に改め、同表第二号中「七〇〇円」を「七六〇円」に、「八八〇円」を「九六〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「二、一六〇円」を「二、四二〇円」を「二、六四〇円」に、「二、五三〇円」を「二、七六〇円」に、「二、六四〇円」を「二、八八〇円」に、「三、四一〇円」を「三、七二〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」に、「五、一七〇円」を「五、六四〇円」に改め、同表第三号中「八八〇円」を「九六〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、五三〇円」を「二、七六〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一三〇円」に、「三、四一〇円」を「三、七二〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」に、「三、九六〇円」を「四、三三〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇四〇円」に、「五、六一〇円」を「六、一二〇円」に改め、同表第四号中「五九〇円」を「六四〇円」に、「九九〇円」を「一、〇八〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四四〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「一、五四〇円」を「一、六八〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、三六〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「四、二九〇円」を「四、六八〇円」に、「四、七三〇円」を「五、一六〇円」に改め、同表第五

号中「九九〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表第六号中「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「四、二九〇円」を「四、六八〇円」に、「五、七二〇円」を「六、二四〇円」に改め、同表第七号中「四二、四〇〇円」を「四六、二〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「三〇、一〇〇円」に、「一三、八〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「三二、八〇〇円」を「三五、八〇〇円」に、「二〇、三〇〇円」を「二二、一〇〇円」に、「二四、七〇〇円」を「二六、九〇〇円」に改める。

(山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部改正)

**第四条** 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「七一〇円」を「七八〇円」に、「二六〇円」を「二九〇円」に、「五七〇円」を「六三〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「五、二四〇円」を「五、八七〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「二三〇円」を「一四〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「二、六二〇円」を「二、九三〇円」に改める。

(山梨県家畜改良増殖法施行条例の一部改正)

**第五条** 山梨県家畜改良増殖法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表一の項及び二の項中「七百六十円」を「八百三十円」に改め、同表三の項中「千八百円」を「二千円」に改め、同表五の項及び六の項中「千七百円」を「千九百円」に改め、同表七の項中「五千七百円」を「六千二百円」に改め、同表八の項及び九の項中「千七百円」を「千八百円」に改める。

(山梨県家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

**第六条** 山梨県家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「二百四十円」を「二百六十円」に、「百二十円」を「百三十円」に、「千二百円」を「千五百円」に、「三百六十円」を「三百九十円」に、「につき二十円」を「につき三十円」に、「百八十円」を「二百円」に、「七十円」を「八十円」に改め、同表第二号中「四百九十円」を「五百三十円」に、「七百五十円」を「八百二十円」に、「千百円」を「千二百円」に、「三百円」を「三百三十円」に、「につき百五十円」を「につき百六十円」に、「二百四十円」を「二百六十円」に改め、同表第三号中「二百四十円」を「二百六十円」に改め、同表第四号中「二百四十円」を「二百六十円」に、「百八十円」を「二百円」に、「二十円」を「三十円」に

改め、同表第五号中「二百四十円」を「二百六十円」に改める。

(山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例の一部改正)

**第七条** 山梨県立富士湧水の里水族館設置及び管理条例(平成十三年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「四二〇円」を「四七〇円」に、「三四〇円」を「三八〇円」に、「一、二六〇円」を「一、四一〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に、「六三〇円」を「七一〇円」に改める。

(山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

**第八条** 山梨県立八ヶ岳牧場の設置及び管理に関する条例(平成十七年山梨県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「六四〇円」を「六九〇円」に、「二九〇円」を「三四〇円」に、「三八〇円」を「四二〇円」に、「三五〇円」を「四〇〇円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に、「四〇〇円」を「四六〇円」に、「四九〇円」を「五四〇円」に改める。

別表第二号の表中「五、五〇〇円」を「六、〇〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、〇〇〇円」に改める。

(山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例の一部改正)

**第九条** 山梨県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号中「二十万八千円」を「二十二万七千円」に、「二十六万七千円」を「二十九万九千円」に、「五十一万九千円」を「五十六万六千円」に改め、同表第二号中「畜舎等 七千円」を「畜舎等 七千六百円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「畜舎等 一万九千円」を「畜舎等 二万九千円」に、「五万三千円」を「五万八千円」に、「十万千円」を「十一万九千円」に、「十四万三千円」を「十五万六千円」に、「二十万八千円」を「二十二万七千円」に、「二十六万七千円」を「二十九万九千円」に、「五十一万九千円」を「五十六万六千円」に改め、同表第三号中「十二万九千円」を「十三万九千円」に改め、同表第四号中「二万七千円」を「二万九千円」に改め、同表第五号中「十六万円」を「十七万四千円」に改める。

#### 附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県条例第二十五号

山梨県建築基準法施行条例等の一部を改正する条例

(山梨県建築基準法施行条例の一部改正)

**第一条** 山梨県建築基準法施行条例(昭和三十六年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「につき七千円」を「につき八千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「につき一万九千円」を「につき二万九千円」に、「五万九千円」を「十万九千円」に、「十萬千円」を「十一万三千円」に、「十四万三千円」を「十六万円」に、「二十万八千円」を「二十三万二千円」に、「二十六万七千円」を「二十九万八千円」に、「五十一万九千円」を「五十七万九千円」に改める。

別表第二第二号の表中「二万三千円」を「二万六千円」に、「一万三千円」を「一万五千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に、「八千円」を「九千円」に改める。

別表第二第三号の表中「一万七千円」を「一万九千円」に、「一万円」を「一万千円」に改める。

別表第四中「十七万円」を「十九万九千円」に、「十二万円」を「十三万六千円」に、「二十二万四千円」を「二十五万二千円」に、「十四万八千円」を「十六万七千円」に、「二十五万六千円」を「二十八万八千円」に、「十六万二千円」を「十八万二千円」に、「三十三万七千円」を「三十七万九千円」に、「二十万三千円」を「二十二万九千円」に、「六十一万三千円」を「六十九万円」に、「三十三万九千円」を「三十八万二千円」に改める。

別表第五第一号の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「一万九千円」を「二万九千円」に、「二万五千円」を「二万八千円」に、「四万五千円」を「五万円」に、「四万三千円」を「四万八千円」に、「五万九千円」を「六万六千円」に、「五万六千円」を「六万二千円」に、「八万円」を「八万九千円」に、「七万五千円」を「八万四千円」に、「十二万七千円」を「十四万二千円」に、「十二万二千円」を「十三万六千円」に、「十九万九千円」を「二十二万二千円」に、「十九万四千円」を「二十一万七千円」に、「四十万三千円」を「四十五万円」に、「三十九万八千円」を「四十四万四千円」に改める。

別表第五第二号の表中「三万六千円」を「四万円」に、「三万五千円」を「三万九千円」に、「三万二千円」を「三万六千円」に改める。

別表第五第三号の表中「三万千円」を「三万五千円」に改める。

別表第六第一号の表中「一万六千円」を「一万八千円」に、「一万九千円」を「二万九千円」に、「二万四千円」を「二万七千円」に、「三万三千円」を「三万七千円」に改める。

に、「四万千円」を「四万六千円」に、「五万五千円」を「六万千円」に、「八万八千円」を「九万八千円」に、「十四万二千円」を「十五万八千円」に、「二十九万円」を「三十二万四千円」に改める。

別表第六第二号の表中「一万四千円」を「一万六千円」に、「二万円」を「一万千円」に改める。

別表第六第三号の表中「二万円」を「二万二千円」に改める。

別表第七の一の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表二の項中「五万円」を「五万五千円」に改め、同表三の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表四の項及び五の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表六の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表七の項及び八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表九の項中「十八万円」を「十九万七千円」に改め、同表十の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表十一の項中「十四万円」を「十五万四千円」に改め、同表十二の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表十三の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表十四の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表十五の項及び十六の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表十七の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表十八の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表十九の項から二十一の項までの規定中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表二十二の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表二十三の項中「七万八千円」を「八万五千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表二十四の項中「六千四百円」を「七千円」に、「一万二千円」を「一万三千円」に改め、同表二十五の項から三十六の項までの規定中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表三十七の項及び三十八の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表三十九の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十の項から四十二の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表四十三の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十四の項及び四十五の項中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表四十六の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十七の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表四十八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表四十九の項中「五万円」を「五万六千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十の項中「七万八千円」を「八万五千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十一の項中「十九万二千円」を「二十一万六千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十二の項中「二十二万円」を「二十四万七千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十三の項中「七万八千円」を「八万五千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十四の項中「二十二万円」を「二十四万七千円」に、「二万八千円」を「三万千円」に改め、同表五十五の項中「六千四百円」を「七千円」に、「二万二千円」を「一万三千円」に改め、同表五十六の項から五十九の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表六十の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表六十一の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表六十二の項から六十四の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表六十五の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表六十六の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表六十七の項及び六十八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改める。

千円」を「三万千円」に改め、同表五十五の項中「六千四百円」を「七千円」に、「二万二千円」を「一万三千円」に改め、同表五十六の項から五十九の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表六十の項中「十二万円」を「十三万千円」に改め、同表六十一の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表六十二の項から六十四の項までの規定中「二万七千円」を「三万円」に改め、同表六十五の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改め、同表六十六の項中「三万三千円」を「三万六千円」に改め、同表六十七の項及び六十八の項中「十六万円」を「十七万五千円」に改める。

（山梨県都市公園条例の一部改正）  
第二条 山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表中「五〇、〇〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

別表第三第二号の表中「一、〇〇〇円」を「一、一〇〇円」に、「七七〇円」を「八四〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、八〇〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「六九〇円」を「七六〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、六〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二〇〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、三〇〇円」に

、「一〇円」を「一一円」に、「七円」を「八円」に、「一、四〇〇円」を

「一、五〇〇円」に、「四八円」を「五三円」に、「三六円」を「三九円」に、「七二円」を「七九円」に、「五三円」を「五八円」に、「九五円」を「一〇〇円」に、「七二円」を「七八円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「四八〇円」を「五三〇円」に、「三六〇円」を「三九〇円」に、「九五〇円」を「一、〇〇〇円」に、「七一〇円」を「七八〇円」に、「四四円」を「四八円」に、「一一円」を「一二円」に、「八五〇円」を「九三〇円」に、

五〇〇円

」を「五五〇円」に、「四一〇円」を「四五〇円」に、「四四〇円」を「四八〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

別表第三第三号の表中

六〇〇円

を  
六五〇円

に、「一四、六〇〇円

」を「一五、九〇〇円」に、「一一円」を「一二円」に、「八円」を「九円」に改める。

別表第四第一号の表中「二、八八〇円」を「三、一三〇円」に、「二八、八二〇円」を「三二、三〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、四八〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「九九〇円」を「一、一一〇円」に、「九、九〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改める。

別表第四第二号の表中「三八〇円」を「四三〇円」に改める。

別表第四第三号の表中「一、九八〇円」を「二、一八〇円」に改める。

別表第六第一号イの表洋弓場の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二七〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「二六、三八〇円」を「二八、八〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「七一、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「六〇円」を「六〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、

〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」に改め、同表体育館（別館競技場）の項中「七三〇円」を「八〇〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「二、四二〇円」を「二、五七〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二九〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇五〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇二〇円」に、「五、二八〇円」を「五、七六〇円」に、「二、六四〇円」を「二、八八〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「三三〇円」を「三五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、

一人につき 五〇円

一人につき 六〇円

改め、同表体育館（柔道場、剣道場及び弓道場）の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二七〇円」に、「二三〇円」を「二五〇円」に、「一一〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「六〇円」に改め、同号口の表中「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「八、三九〇円」に、「三、八五〇円」を「四、二〇〇円」に、「八、二五〇円」を「八、九九〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、

人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「七、九二〇円」を「八、

六三〇円」に、「三、九六〇円」を「四、三三〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇七〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇四〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、七九〇円」に、「三四〇円」を「三七〇円」に、「一六〇円」を「一九〇円」に、「七〇円」を「九〇円」に改め、同号ハの表中「一、五四〇円」を「一、六八〇円」に、「七七〇円」を「八四〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、三六〇円」

に、「一、五四〇円」を「一、六八〇円」に、「二二〇円」を「一三〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「四一〇円」を「四六〇円」に改める。

別表第六第二号イの表野球場の項中「二六、四〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、「六六、〇〇〇円」を「七一、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六八〇円」を「四、〇二〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「二一〇、〇〇〇円」を「二二二、〇〇〇円」に改め、同表陸上競技場の項中「三九、六〇〇円」を「四三、二〇〇円」に、「九九、〇〇〇円」を「一〇七、九〇〇円」に、「二、七五〇円」を「三、〇〇〇円」に、「一、三二〇円」を「一、五〇〇円」に、「三、四一〇円」を「三、七五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、八七〇円」に、「八、九一〇円」を「九、六五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八三〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一五、二〇〇円」に、「七、一五〇円」を「七、五八〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二一、六〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、七九〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「五、五〇〇円」を「六、〇三〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二二、〇〇〇円」に改め、同表補助競技場の項中「一、四三〇円」を「一、五〇〇円」に、「七、一〇円」を「七、五〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、八三〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四一〇円」に、「七、一五〇円」を「七、五八〇円」に、「三、五二〇円」を「三、七九〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、七九〇円」に、「四、九五〇円」を「五、四〇〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表庭球場の項中「八、三六〇円」を「九、一一〇円」に、「二〇、九〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「三六〇円」を「四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」

を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二七〇円」に改め、同表球技場の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三二〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に改め、同表水泳プールの項中「七四、八〇〇円」を「八一、五〇〇円」に、「一八七、〇〇〇円」を「二〇四、〇〇〇円」に、「五、一七〇円」を「五、六六〇円」に、「二、五三〇円」を「二、八三〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、二〇〇円」に、「八、二五〇円」を「九、一二〇円」に、「二六、四〇〇円」を「二八、六〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、三〇〇円」に、「三七、四〇〇円」を「四〇、八〇〇円」に、「一八、七〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中「三三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八九、九〇〇円」に、「二、三二〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「二、八六〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、六〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三三〇円」に、「二六、五〇〇円」を「二八、〇〇〇円」に、「八、二五〇円」を「八、九九〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇三〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、

一人につき	六〇円	一人につき
-------	-----	-------

き 八〇円 、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇

〇円を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二二六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、五〇〇円」に改め、同表体育館（別館競技場）の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表体育館（トレーニング室）の項中「五八〇円」を「六三〇円」に、「七二〇円」を「七九〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「九三〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六〇〇円」に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に、「二、〇九〇円」を「二、二八〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五五〇円」に、「一、二一〇円」を「一、二七〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に、「七四〇円」を「八二〇円」に改め、同表武道館（競技場）の項中「三三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八九、九〇〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三二〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「八、二五〇円」を「八、九九〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇三〇円」に、「五、九四〇円」を「六、五〇〇円」に、「二八〇円」を「三一〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「一、二六〇円」に、

一人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一一〇、〇〇〇円」を「一二一、〇〇〇円」に改め、同表武道館（第一武道場、第二武道場、弓道場及び相撲場）の項中「九一〇円」を「一、〇〇〇円」に、「四五〇円」を「五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六一〇円」に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「二、三一〇円」を「二、五三〇円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三、三〇〇円」を「三、六〇〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇二〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇一〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、二八〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、「六〇円」を「八〇円」に改め、同表武道館（トレーニング室）の項中「三三〇円」を「三六〇円」に、「一六〇円」を「一八〇円」に、「七〇円」を「九〇円」に改め、同表クライミング場の項中「九、八七〇円」を「一一、一〇〇円」に、「二四、六七〇円」を「二七、七〇〇円」に、「六六〇円」を「七七〇円」に、「三三〇円」を「三九〇円」に、「八一〇円」を「九六〇円」に、「四〇〇円」を「四八〇円」に、「二、一六〇円」を「二、四八〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、二四〇円」に、「三、四三〇円」を「三、八九〇円」に、「一、七一〇円」を「一、九五〇円」に、「四、九三〇円」を「五、五四〇円」に、「二、四六〇円」を「二、七七〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、九三〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四七〇円」に、

一人につき 四〇〇円

一人につき

つき 四六〇円 に、「二二〇〇円」を「二三〇〇円」に、「九〇円」を「一一〇円」

に、「二四八、〇三〇円」を「二六六、〇〇〇円」に改め、同号口の表中「一一、七九〇円」を「一二、九〇〇円」に、「七、八六〇円」を「八、六〇〇円」に、「三、九三〇円」を「四、三〇〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一六〇円」に、「あつ

ては、七九〇円を「あつては、八七〇円」に、「三一、四三〇円」を「三四、四〇

〇円」に、

一人につき 七九〇円  
団体にあつては、  
五二〇円

を

一人につき 八七〇円  
団体にあつては、  
五八〇円

に、「二

三、五七〇円を「二五、八〇〇円」に、「四七〇円」を「五二〇円」に、「三三〇  
円」を「二五〇円」に、「一四、一四〇円」を「一五、四八〇円」に、「三〇、八〇  
〇円」を「三四、〇〇〇円」に、「一五、四〇〇円」を「一七、〇〇〇円」に改め、  
同号ハの表中「四一〇円」を「四六〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「五  
〇〇円」を「五七〇円」に改める。

別表第六第三号イの表野球場の項中「二六、四〇〇円」を「二八、八〇〇円」に、  
「六六、〇〇〇円」を「七一、九〇〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇〇〇円」  
に、「九三〇円」を「一、〇〇〇円」に、「五、九四〇円」を「六、四四〇円」に、  
「二、九七〇円」を「三、二二〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、一一〇円」  
に、「四、六二〇円」を「五、〇六〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一四、四〇〇  
円」に、「六、六〇〇円」を「七、一九〇円」に、「三九六、〇〇〇円」を「四三  
二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇  
円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇〇〇円」を「二六、〇〇〇円」に改  
め、同表陸上競技場の項中「三五、二〇〇円」を「三八、四〇〇円」に、「八八、〇  
〇〇円」を「九五、九〇〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六六〇円」に、「一、  
二二〇円」を「一、三三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、三三〇円」に、「一、  
五四〇円」を「一、六七〇円」に、「七、九二〇円」を「八、五八〇円」に、「三、  
九六〇円」を「四、二九〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二三、五〇〇円」に、  
「六、〇五〇円」を「六、七四〇円」に、「一七、六〇〇円」を「一九、二〇〇円」  
に、「八、八〇〇円」を「九、五九〇円」に、「九、七九〇円」を「一〇、七二〇円」  
に、「四、八四〇円」を「五、三六〇円」に、「二八〇円」を「三二〇円」に、「一四〇  
円」を「一六〇円」に、

一人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「三九六、〇〇〇円」を「四三二、〇〇〇円」に、「八九、一〇〇円」を「九

六、五〇〇円」に、「一四三、〇〇〇円」を「一五二、〇〇〇円」に、「一九八、〇  
〇〇円」を「二一六、〇〇〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一一、〇〇〇円」  
に改め、同表屋内練習走路の項中「四一〇円」を「四六〇円」に、「二〇〇円」を  
「二三〇円」に、「五一〇円」を「五七〇円」に、「三五〇円」を「二九〇円」に、  
「一、三二〇円」を「一、四七〇円」に、「六六〇円」を「七四〇円」に、「二、〇  
九〇円」を「二、三一〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、一六〇円」に、「二、九  
七〇円」を「三、二九〇円」に、「一、四三〇円」を「一、六四〇円」に、「一、六  
五〇円」を「一、八四〇円」に、「八二〇円」を「九一〇円」に、「二八〇円」を「三二  
〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に、

一人につき 六〇円

一人

につき 八〇円 に改め、同表球技場の項中「二六、五〇〇円」を「二八、〇〇〇

円」に、「四一、八〇〇円」を「四五、六〇〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二  
七〇円」に、「六〇〇円」を「六三〇円」に、「三、七四〇円」を「四、〇八〇円」  
に、「一、八七〇円」を「二、〇四〇円」に、「五、八三〇円」を「六、四〇〇円」  
に、「二、八六〇円」を「三、二〇〇円」に、「八、三六〇円」を「九、一一〇円」  
に、「四、一八〇円」を「四、五六〇円」に改め、同表体育館（本館競技場）の項中  
「三三、〇〇〇円」を「三六、〇〇〇円」に、「八二、五〇〇円」を「八九、九〇〇  
円」に、「二、三一〇円」を「二、五〇〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二五〇  
円」に、「二、八六〇円」を「三、一二〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五六〇  
円」に、「七、三七〇円」を「八、〇四〇円」に、「三、六三〇円」を「四、〇二〇  
円」に、「二二、一〇〇円」を「二二、六〇〇円」に、「六、〇五〇円」を「六、三  
二〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「八、二五〇円」を  
「八、九九〇円」に、「九、二四〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「四、六二〇円」  
を「五、〇三〇円」に、「二八〇円」を「三二〇円」に、「一四〇円」を「一六〇円」に

一人につき 六〇円

一人につき 八〇円

に、「三九六、〇〇〇



「に、  
 「一艇につき 四〇〇円」を「一艇につき 四五〇円」に改め、同号

口の表中「三〇〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第六第六号イの表中「二、六五〇円」を「二、八九〇円」に、「四、一九〇円」を「四、五七〇円」に、「六、八四〇円」を「七、四六〇円」に、「四、〇一〇円」を「四、三八〇円」に改め、同号口の表中「一、九二〇円」を「二、一〇〇円」に、「二、五六〇円」を「二、七九〇円」に、「六、四一〇円」を「六、九九〇円」に、「六四〇円」を「七一〇円」に、「八五〇円」を「九四〇円」に、「二、一四〇円」を「二、三四〇円」に改める。

別表第六第七号の表中「五〇〇円」を「五五〇円」に、「六、〇三〇円」を「六、七六〇円」に、「二五〇円」を「二八〇円」に、「三、〇二〇円」を「三、三九〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「一、三八〇円」を「一、五五〇円」に改める。

別表第六第八号の表中「三五〇円」を「三九〇円」に、「四〇〇円」を「四六〇円」に改める。  
 別表第六第九号の表利用料金限度額の欄を次のように改める。

利用料金限度額	
	二、〇四〇円
	四、〇八〇円
	六、一二〇円
	八、〇三〇円
	二、〇四〇円
	一四〇円

	三〇〇円
	一〇〇円
	一、三二〇円
	二、〇四〇円
	二、一〇〇円
	一、三二〇円
	三、五七〇円
	九、八二〇円
(文字のみを表示する場合にあつては、四、九一〇円)	四、〇八〇円
	四、〇八〇円
	四四〇円
	四四〇円
	一四〇円
	七〇円
	七〇円

一四〇円
一、〇一〇円
一、〇一〇円
二二〇円
一四〇円
一、〇一〇円
一四〇円
三二七〇円
三七〇円
三七〇円
一四〇円
一四〇円
七〇円
二、〇四〇円
七〇円
二、六四〇円
一四〇円

一、〇一〇円
一、〇一〇円
二、〇四〇円
七四〇円
一五〇円
一五〇円
一、〇四〇円
一五〇円
一五〇円
一、〇四〇円
一五〇円
一、〇四〇円
七、五五〇円
一、〇四〇円
三八〇円
二六〇円
四〇〇円
一、〇九〇円

三六〇円
二四〇円
三六〇円
一二〇円
三〇〇円
一二〇円
二四〇円
二四〇円

別表第六第十号の表中「三一、四三〇円」を「三五、二〇〇円」に、「二〇、九五〇円」を「二三、五〇〇円」に、「一〇、四八〇円」を「一一、七〇〇円」に、「七、〇二〇円」を「七、八七〇円」に、「四八、四〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「三三、〇〇〇円」を「三六、二〇〇円」に、「二六、五〇〇円」を「一八、一〇〇円」に、「六、四九〇円」を「七、一一〇円」に、「二三、一〇〇円」を「二五、六〇〇円」に、「一四、三〇〇円」を「一五、八〇〇円」に、「七、〇四〇円」を「七、七九〇円」に、「二、四二〇円」を「二、六八〇円」に、「七二〇円」を「八〇〇円」に、「一、七六〇円」を「一、九三〇円」に、「八八〇円」を「九六〇円」に改める。

別表第六第十一号の表中「一、九八〇円」を「二、一六〇円」に、「一四、一四〇円」を「一五、七九〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に改める。

**第三條** 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中「一九〇、〇〇〇円」を「二一〇、〇〇〇円」に、「二六〇、〇〇〇円」を「二九〇、〇〇〇円」に改める。

**第四條** 山梨県屋外広告物条例の一部改正

（山梨県屋外広告物条例の一部改正）  
**第四條** 山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第三項中「一万円」を「一万二千三百十円」に改め、同条第四項中「千

円」を「千三百円」に改める。

別表第二中「四七〇円」を「五一〇円」に、「六〇〇円」を「七八〇円」に、「一、二九〇円」を「一、四一〇円」に、「二、六八〇円」を「二、九二〇円」に、「二

二〇円」を「二九〇円」に、「一、二五〇円」を「一、三六〇円」に、

一平方メ
一基につ
五本まで
一平方メ

一トルまでごとに	四〇〇円
き	一、七一〇円
ごとに	一、〇〇〇円
一トルまでごとに	四〇〇円

一平方メートルまでごとに	四四〇円
一基につき	一、二三〇円
五本までごとに	一、三〇〇円
一平方メートルまでごとに	五二〇円

改める。

**第五條** 山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正

（山梨県流水占用料等に関する条例の一部改正）  
**第五條** 山梨県流水占用料等に関する条例（平成十二年山梨県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「五四〇円」を「五九〇円」に、「三、八五〇円」を「四、二〇〇円」に改める。

別表第二号の表中「一八〇円」を「二〇〇円」に、「一四〇円」を「一五〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に、「二〇〇円」を「二一〇円」に、「六〇円」を

「七〇円」に、

「八〇円

を

「九〇円

に、「一一〇円」を「一二〇円」に

「三〇〇円」を「三三〇円」に改める。

別表第三号の表中「二二〇円」を「二四〇円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に、「二〇〇円」を「二二〇円」に、「一五〇円」を「一六〇円」に改める。

(山梨県砂防設備産出物採取料条例の一部改正)

**第六条** 山梨県砂防設備産出物採取料条例(平成十二年山梨県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表中「二百二十円」を「二百四十円」に、「百九十円」を「二百十円」に、「二百円」を「二百二十円」に、「百五十円」を「百六十円」に改める。

**附則**

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第二十六号**

山梨県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「一七、五〇〇円」を「一九、五一〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に、「一、三二〇円」を「一、四八〇円」に、「六〇円」を「七四〇円」に、「六四〇円」を「七一〇円」に、

三三〇円

三六〇円

に、「七、一五〇円」を「八、〇二〇円」に、「二二、一〇〇円」を「二

三、五八〇円」に、「二、八二三円」を「三、一四九円」に、「一、四一九円」を「二、五九二円」に、「一、七三三円」を「一、九一五円」に、「八九二円」を「一、〇〇〇円」に改める。

**附則**

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

**山梨県条例第二十七号**

山梨県立青少年センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(山梨県立青少年センター設置及び管理条例の一部改正)

**第一条** 山梨県立青少年センター設置及び管理条例(昭和四十五年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表中「二四〇円」を「二六〇円」に、「一二〇円」を「一三〇円」に、「五〇円」を「七〇円」に、「三〇円」を「四〇円」に改め、同号ロの表中「一、四三〇円」を「一、五六〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇八〇円」に改め、同表備考4中「三、二一〇円」を「四、四八〇円」に改める。

別表第二号の表中「六六〇円」を「七三〇円」に、「八八〇円」を「九八〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、四四〇円」に、「一、五四〇円」を「一、七一〇円」に、「一、九八〇円」を「二、二〇〇円」に、「五、〇六〇円」を「五、六二〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、二二〇円」に、「一、二一〇円」を「一、三四〇円」に、「三、四一〇円」を「三、七九〇円」に、「三、二一〇円」を「三、五〇〇円」に、「三、八〇〇円」を「四、一四〇円」に、「一〇、八一〇円」を「一一、七八〇円」に、「一、〇一〇円」を「一、一〇〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、四二〇円」に、「三、六一〇円」を「三、九四〇円」に、「一、八七〇円」を「二、〇八〇円」に、「四、九五〇円」を「五、五〇〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五九〇円」に、「一、七六〇円」を「一、九六〇円」に、「四、六二〇円」を「五、一三〇円」に改める。

(山梨県立少年自然の家設置及び管理条例の一部改正)

**第二条** 山梨県立少年自然の家設置及び管理条例(昭和四十八年山梨県条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一一〇円」を「三七〇円」に、「八〇円」を「二七〇円」に、「二二〇円」を「七三〇円」に、「一六〇円」を「五三〇円」に、「三三〇円」を「一、一〇〇円」に改める。

(山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例の一部改正)

**第三条** 山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例(昭和五十八年山梨県条例)

例第十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「三、四三〇円」を「三、八四〇円」に、「四、五七〇円」を「五、一一〇円」に、「二一、四三〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二、二九〇円」を「二、五七〇円」に、「三、〇六〇円」を「三、四三〇円」に、「七、六四〇円」を「八、五七〇円」に、「一、三三〇円」を「一、四八〇円」に、「一、七六〇円」を「一、九七〇円」に、「四、四〇〇円」を「四、九三〇円」に、

「五七〇円」を「六四〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、二二〇円」に、「一、八九〇円」を「二、一三〇円」に、「三、五七〇円」を「三、七二〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一五〇円」に、「一、四三〇円」を「一、五八〇円」に、「二、〇七〇円」を「二、二二〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、七五〇円」に、「五三〇円」を「五八〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「一、六六〇円」を「一、八一〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇七〇円」に、「五、二二〇円」を「五、六九〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二九〇円」に、「四、〇二〇円」を「四、三九〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二三〇円」に、「二、七九〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、四五〇円」に、「四、一一〇円」を「四、六〇〇円」に、「二〇、二七〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

〇円	〇円	〇円
に、「七五〇円」を「八四〇円」に、	「一、八九〇円」	「二、一三〇円」
	「三、五七〇円」	「四、〇〇〇円」
	を	「二、〇七〇円」

〇円	〇円	〇円
に、「二、〇七〇円」を「二、二〇〇円」に、	「一、四三〇円」	「二、二二〇円」
	を	「三、七二〇円」

「一、六〇〇円」を「一、七五〇円」に、「五三〇円」を「五八〇円」に、「八三〇円」を「九一〇円」に、「一、六六〇円」を「一、八一〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇七〇円」に、「五、二二〇円」を「五、六九〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二九〇円」に、「四、〇二〇円」を「四、三九〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二三〇円」に、「二、七九〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、四五〇円」に、「四、一一〇円」を「四、六〇〇円」に、「二〇、二七〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

「一、六六〇円」を「一、八一〇円」に、「二、九〇〇円」を「三、〇七〇円」に、「五、二二〇円」を「五、六九〇円」に、「二、一八〇円」を「二、二九〇円」に、「四、〇二〇円」を「四、三九〇円」に、「一、一三〇円」を「一、二三〇円」に、「二、七九〇円」を「三、〇五〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、四五〇円」に、「四、一一〇円」を「四、六〇〇円」に、「二〇、二七〇円」を「二一、五〇〇円」に改める。

円」に改める。

（山梨県立科学館設置及び管理条例の一部改正）

第四条 山梨県立科学館設置及び管理条例（平成十年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「五二〇円」を「五七〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に、「五、二四〇円」を「五、七五〇円」に、「三一〇円」を「三四〇円」に、「二五〇円」を「二八〇円」に、「三、一四〇円」を「三、四五〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「一七〇円」を「一九〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、三一〇円」に改める。

別表第二第一号の表中「五二〇円」を「五七〇円」に、「四二〇円」を「四六〇円」に、「三一〇円」を「三四〇円」に、「二五〇円」を「二八〇円」に、「二二〇円」を「二四〇円」に、「一九〇円」を「二一〇円」に改める。

別表第二第二号の表中「一、一〇〇円」を「一、二四〇円」に、「八八〇円」を「九九〇円」に、「五五〇円」を「六二〇円」に、「四四〇円」を「四九〇円」に、「三三〇円」を「三七〇円」に、「二二〇円」を「二五〇円」に改める。

（山梨県立図書館設置及び管理条例の一部改正）

第五条 山梨県立図書館設置及び管理条例（平成二十三年山梨県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中「六、五七〇円」を「七、三九〇円」に、「八、七六〇円」を「九、八五〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二四、六三〇円」に、「二、七七〇円」を「三、一一〇円」に、「三、六九〇円」を「四、一五〇円」に、「九、二三〇円」を「一〇、三七〇円」に、「二、八九〇円」を「三、二五〇円」に、「三、八六〇円」を「四、三四〇円」に、「九、六四〇円」を「一〇、八四〇円」に、「二、二九〇円」を「二、五七〇円」に、「三、〇六〇円」を「三、四五〇円」に、「七、六四〇円」を「八、五九〇円」に改める。

別表第二号の表中「二七〇円」を「三〇〇円」に、「二四〇円」を「二七〇円」に、「一一〇円」を「一二〇円」に、「二二〇円」を「二三〇円」に、「一二〇円」を「一四〇円」に改める。

別表第三号の表中「六〇〇円」を「六五〇円」に、「七五〇円」を「八五〇円」に改める。

附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第二十八号

山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する  
条例

(山梨県運転適性検査手数料条例の一部改正)

**第一条** 山梨県運転適性検査手数料条例(昭和四十五年山梨県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五五〇円」を「六〇〇円」に、「三八〇円」を「四一〇円」に改める。

(山梨県警察関係手数料条例の一部改正)

**第二条** 山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第六の十一の項中「二千三百円」を「二千五百二十円」に改め、同表十二の項中「五百円」を「六百八十円」に改める。

### 附則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止する条例をここに公布する。

令和八年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県条例第二十九号

山梨県森林総合研究所手数料条例を廃止する条例

山梨県森林総合研究所手数料条例(昭和四十三年山梨県条例第十三号)は、廃止する。

### 附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番